

第八十五回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会 議 録 第二号

昭和五十三年十月十八日(水曜日) 午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 岡本 富夫君
理事 小沢 一郎君
理事 小宮山重四郎君
理事 日野 市朗君
理事 吉田 之久君
伊藤宗一郎君
佐藤 文生君
塚原 俊平君
原田昇左右君
渡辺 栄一君
上坂 昇君
馬場猪太郎君
古寺 宏君
中馬 弘毅君

理事 大石 千八君
理事 石野 久男君
理事 貝沼 次郎君
宇野 宗佑君
玉沢徳一郎君
中村 弘海君
与謝野 馨君
安島 友義君
田畑政一郎君
近江巳記夫君
瀨崎 博義君

出席國務大臣 熊谷太三郎君
(科学技術庁長官)

出席政府委員 内閣法制局第三部長 前田 正道君
内閣法制局第四部長 別府 正夫君
科学技術庁長官官房長 半澤 治雄君
科学技術庁計画局長 大澤 弘之君
科学技術庁研究調整局長 園山 重道君
科学技術庁原子力局長 山野 正登君
科学技術庁原子力安全局長 牧村 信之君
資源エネルギー庁長官官房審議官 児玉 勝臣君

委員外の出席者

労働省労働基準局安全衛生部長 野原 石松君

参 考 人 (日本原子力船開発事業団理事) 野村 一彦君

参 考 人 (日本原子力船開発事業団専務理事) 倉本 昌昭君

参 考 人 (動力炉・核燃料開発事業団副理事長) 金岩 芳郎君

参 考 人 (動力炉・核燃料開発事業団理事) 中村 康治君

特別委員会第二調査室長 曾根原幸雄君

委員の異動 九月二十九日 補欠選任 小宮 武喜君 吉田 之久君

辞任 小宮 武喜君 十月十八日 補欠選任 近江巳記夫君 古寺 宏君

同日 辞任 古寺 宏君 補欠選任 近江巳記夫君

同日 理事小宮武喜君九月二十九日委員辞任につき、その補欠として吉田之久君が理事に当選した。

九月十八日 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第

八十四回国会開法第四二二号)は本委員会に付託された。

十月九日 原子力発電所周辺地域における安全対策に関する陳情書外一件(中国四国九県議会議長会代表徳島県議会議長島谷敏男外八名)(第九〇号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件 理事の補欠選任 参考人出頭要求に関する件

閉会中審査に関する件 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十四回国会開法第四二二号) 科学技術振興対策に関する件(原子力船むつに関する問題等)

○岡本委員長 これより会議を開きます。まず、理事補欠選任についてお諮りいたします。去る九月二十九日、理事小宮武喜君の委員辞任に伴い、理事が一名欠員になっております。この補欠選任を行いたいと存じますが、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) ○岡本委員長 御異議なしと認めます。よって、理事に吉田之久君を指名いたします。

○岡本委員長 科学技術振興対策に関する件について調査を進めます。この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

科学技術振興対策に関する件について、本日、参考人として日本原子力船開発事業団理事長野村一彦君及び同専務理事倉本昌昭君並びに動力炉・核燃料開発事業団副理事長金岩芳郎君及び同理事中村康治君から、それぞれ意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) ○岡本委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○岡本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石野久男君。

○石野委員 大臣にお尋ねしますが、原子力基本法の改正に伴って安全委員会、それから原子力委員会が発足するようになりました。原子力行政全般を見ますと、今日の原子力行政について国民は非常に不信感を持っておられ、それからまた、先般私は「むつ」の佐世保入港という現地の事態を、実際に行ってみまして感じることは、政府の側がまた非常に国民に対して原子力行政についての考え方の不信感を持っている。双方で、政府の側は国民に対して原子力についての物の見方に疑義を持っておられ、それから国民の方は政府に対して不信感を持っておられる。こういう実情を正常にするために長官はどういうことをしなくてはいいか、とお考えでしょうか、この際ひとつ長官の御所見を承りたい。

○熊谷國務大臣 いろいろの答え方があるかと存じますが、やはり基本的に言え、原子力船を含めた原子力平和利用の必要性和安全性について国民の皆様は十分御理解を願うという基本方針でございます。これに関して一々挙げることもないくらいでございますが、いろいろ具体的な

それぞれの方針をとってまいらねばならぬ、このように考えておるわけでございます。

○石野委員 国民に安全性に対する理解を願いたいというだけで、この原子力行政に対する国民の信頼感というものは出てくるんですか。政府としてはどういふことをやらなければいけぬのですか。そのところをお聞きしたいのですよ。

○熊谷国務大臣 国民に御理解を願うということ、言葉で言えば一言で済みませんが、その方法についてはいろいろあると考えております。もう少し具体的に申し上げますと、必要性ということについては大体いままでのやり方でそれほど不足している点はないかと考えますが、安全性というものにつきましてはまだまだ不十分ではないかと考えております。いままでのやり方では不十分ではないかと考えておるわけであります。

そこで、それはどういふふうにしていくかという一つの具体的な私どもの考え方の一端を申し上げますと、もちろんその前に安全性の追求ということが第一でありまして、これはもう御承知のように、いろいろな安全性の工学的な研究でありますとか、あるいはそのほかいろいろな技術的な問題についての安全性のあくなき追求という問題を進めていかねばならぬと思っております。ただ、一面におきましては、絶対の安全などということも、もう原子力に限らずすべての現在の機器やサービスには期待することがむずかしいわけでございまして、したがって、もちろん原子力におきましては絶対の安全性を目指してあくなき追求を続けるといふことは第一の問題であります。それとあわせて、現在の原子力の平和利用は、忠実に現在の安全規制を守って慎重に運転してまいりましてならば、まずまず実用には供し得る、こういう一つの考え方を私どもは持っているわけであります。

るわけであります。これには、一応実際にたといは原子力発電所が運転されておりますそういういわゆる地元市町村なりあるいは県なり、そういう県民の方々、まあすべてというわけにはいきませんが、それぞれのオピニオンリーダーとしていろいろの問題に特に関心を持っておられます方と、う少し忌憚のない話し合いを重ねまして、そして理屈はこうだが実際問題としてこのような場合には一体どう考えるか、こういうふうな場合には性格のものであるかというふうな、そういう日常實際運営の上から生じますいろいろな問題について十分な話し合いを行い、それについてさらに検討しなければならぬ点は、政府なり企業者において検討し、またわかつていただくところはわかっていたら、御理解いただけることは御理解していただくというふうなことを絶えず積み重ねまして、そしてそこにおいて生まれてまいりました理解を国民全般にだんだん広めていくといったような、そういうやり方を考えなければならぬと思うわけであります。

えはいまお話しになりましたように、安全性についてはまだ不十分であるからその点についてはやはり追求していかなければならぬ、そのためには規制法を忠実に守らなければいけぬのだというお話しがございました。開発優先と言われることについて反省するんだ、こういうお話しはごもつものやうだけれども、一つ欠けているように思うのです。これだけのことをやろうと思つたら、政府は自分の言つたこととやることに対する責任をとるということをやはり長官としてはきちつと行政面において押さえるということが一番大切なことではないかと思つて、そういう点はどうですか。長官は、政府の言動というものに対する責任、すべてのものに対する責任を厳格にとらしめるといふことの必要性を痛感していませんか。どうですか。

たえることができるだろうということについて、完全とは言いませんけれども、その考え方には賛成します。しかし、それを忠実にやるということとは、即ち政府は行政としての言つたこと、やつたことについて責任をとらなければならぬということだ、こう思うのですよ。

私は今度「むつ」の佐世保入港の問題のことで佐世保へ参りました。あそこではいろいろなことを見ましたけれども、時間の関係があるから多くを申せませんが、ただ原子力の安全性を確保するために、原子力委員会には安全専門審査会があり、この安全審査の専門審査会が持つ責任というのは非常に大きいと思うのです。それで、「むつ」の問題の一番問題になったのは、いわゆる設計上の問題であるのか何なのかわかりませんけれども、やはり臨界に達したんのかと、そのところで事故が起きたということなんです。

そこで、この「むつ」の設計なりあるいはこれに対する安全審査を行つて許可をしたことについての責任が一つあるわけなんです。ところが、この審査でパスをさせたという審査会の責任が不明確なんです。原子力委員会の方では、これは基本設計の方であつて、問題は詳細設計だ、詳細設計の方では、だれが責任のかちつともわからないままに、この「むつ」の問題についての責任者、許可をしたことについての責任者は全然出ないままです。長官は、この問題についてはどういふふうにお考えになつておりますか。

○牧村政府委員 安全専門審査会は、従来の形で申し上げますと原子力委員会の下部組織でございまして、安全専門審査会は原子力委員会の指示を受けて原子力の安全について審査をするという役割を持つておるわけでございます。

ただいま先生の御指摘の「むつ」の安全審査の場合を考えると、当時は原子力委員会も基本設計の設置の許可ということに対しての安全審査のみを実施しておつたわけでございます。したがって、安全審査会は基本設計についての安全審

査を原子力委員会から指示を受けて審査をしたというのが当時の実情でございます。その結果、その基本設計の考え方が詳細設計段階以降の行政の行方審査面に十分伝わらなかつたために、あのような不幸な原因が招来したと考えられておるわけでございます。したがって、一義的には、先生御指摘はございませぬけれども、安全審査会にはそのような詳細設計以降の審査の注文を出してはなかつた時代のことでございますので、私どもは安全審査会がそういう点で責任をお持ちにならざるは考えていないわけでございます。

しかしながら、今回の基本法等の改正によりまして、特に国会の附帯決議等あるいは審議中の御議論等も受けまして、また今回の安全委員会の安全審査のあり方は、詳細設計のチェックのみに限らず、重要事項につきましては詳細設計以降の段階の設計の段階のものを十分ダブルチェックするということ御方針をいただきましたし、私どもも安全委員会の重要な仕事として対処していきたいと考えておるわけでございます。

なお、この「むつ」問題が起きてからはこの点を反省いたしまして、当時の原子力委員会もその後の審査に当たりましては設計段階の重要事項についても関係行政機関から報告を受けてチェックをするという方式をとっておりましてけれども、今後はさらにそれを強化いたして先生御指摘のようなことが今後起こらないように対処してまいりたいと考えておる次第でございます。

○石野委員 国民が原子力行政に対する政府のやり方について信頼をするということは、やはり政府がそれだけの責任を自覚して国民に対処するということがなかつたら、どんなことをやられたって国民は信頼しないと思うのです。いま「むつ」問題の事故のあったときのことを繰り返してでも仕方ありませんが、ただやはり私も考えることは、きょうの本会議に人事案件が出るそうです。その中に、当時の専門委員会の委員長をしておりました内田さんが新しくできる原子力安全委員会の委員になられる。うわさは聞いておりましたけれども、はっきりした名前が出ておりませんでしたから……。当時この問題について唯一の責任者であります。局長からはいろいろな言いわけめいた理屈はありますが、これは全く言い逃れです。国民は、安全審査会が安全だと言ったから大丈夫なんだという発言を信じているのです。原子力委員もまた、そういうふうには信じているのです。だけれども、いま局長は、原子力委員の命によって小委員長はやったのだから、命の範囲でしかやらないのだと言ふ。こんな無責任な態度で安全の問題をあなた方が行政指導するとするならば、国民は信頼しませんよ。安全委員会というものは、命を受けた以上に、また科学的に不審があればどんどん追求して、そこにたえな命令を受けていないのだから、それ以上は命に疑念があつてもやらないのだ、そういうふうな安全委員会なら幾らつくつたつてだめですよ。私は、そのくらの責任を感じた人がこの長になつてゐるのだらうと思つた。原子力委員会の安全専門委員会は、どちらかという大学の先生方がやられておつて、片手間にやつてゐるのだといううわさもすうとあつて、これではいけないのじやないかという動きさえもある。にもかかわらず、この人たちは権威者だから国民はそれを信頼できるのだ、そういうふうにしてやつてきつてゐる人は、思い及ばぬことになつても、あらかじめそれを指摘し、国民に過ちのないようにいろいろな行政をやらうという立場に立つておるのだらうと思ふのです。「むつ」のように、わずかに一・四%の臨界以後のなにしか出ていないにかかわらず、あれだけの事故を起こしてゐる。あのままで一〇〇%安全審査は大丈夫だと言つた。当時の事業団の理事長は、技術的にはもう何にも問題はありません、ただ問題になるのは経済的な側面だけでございませぬ、何を言つておられます。にもかかわらず、ああいうような事故が起きてゐる。これはどちらの問題なのか。理事長の

問題もあるけれども、これを許可した安全専門委員会の責任は大きいのです。原子力委員会の責任は大きいのです。この責任をだれもとらない。私は、政治的な側面ではいろいろな批判があることについては、幅はあると思ふのです。しかし、技術的な側面にはそんな幅があつて困るので、その責任を専門委員会の委員長である人がとらないというふうなことは、また言われなからそれをのうのうとはおかりで過ごすというふうなことでは、とても国民は信頼できませんよ。新しくわれわれはこの「むつ」の問題で原子力行政の見直しをした。その見直しの上に立つて、安全委員会と原子力委員会の二つができた。その安全委員会のメンバーに当時の専門委員会の委員長が横滑りして入るといふようなことなんか、国民は許せませんよ。良識があるのか、責任感を持つてなかつたらこの委員会にほかに入れる人がいないのかというのを聞きたいのです。日本には、そういうふうな内田さん以外にはいないのでしょうか。大臣に私はお尋ねしますが、「むつ」の問題にかけるところの内田委員長の責任は非常に大きいと思つた。この問題をその当時の行政の長官が、政府が何にも問わないで、それをまた今日の安全委員会の席に横滑りさせる。こんなことでどうして国民は政府の原子力行政に信頼を置くことができるのですか。いろいろな関係でわれわれの意見はなかなか通用しないのです。しかし私は、こういうことで国会人事が進んでいくことについては納得できません。私は長官の所見を聞きたい。これだけの問題がある内田さんをしてどうしてこの委員にしなくちゃならないのかという理由、これにかわるべき人が日本にはいないのかどうかという、この二点についてお聞きしておきたい。

○熊谷国務大臣 いろいろ御意見がございませぬ。いまこれにかわる人はいないのかどうかというふうなお尋ねもあつたかと思ふが、私どもといたしましては、いろいろな観点から十分安全委員会の発足の趣旨にかんがみまして適当と信じ

ますお方を御推薦したわけでございます。御意見は御意見として十分その趣旨は拝聴いたしておりますが、現在におきましては最適のお方であると信じておる次第でございます。

○石野委員 政府がそういうふうには信じていることについては私はどうも言えませぬけれども、これは単に社会党の石野に対する答えじやないのです。日本の国民に対して、原子力行政における問題点を私は提起しているつもりなのです。政府のそういう考え方について、恐らく国民は信頼感を置かないだらうと思つた。せつかく「むつ」によつて建て直しされなければならぬ機構の改革があつたにもかかわらず、人事の側面でそれが直されないというところがあるならば、だれがこれを信頼するのですか。これはあなた方が期待する以上に必ず不幸な状態が出てくるだらうと思つた。そのことを私は申し上げておきます。

ただ、国会というのは数の関係で採決されますから、われわれの数が少ないので、われわれの考え方が国会の中で通用しないという悲しむべき事実を将来の日本の原子力行政について私はここではっきりと申し上げておきます。私は、原子力行政については、言うことは非常にいいことを言つけれども、実に政府は安易な物の考え方をしていると思ふのです。今度原子力船「むつ」の佐世保回航に当たつて、事業団が原子力船の公開を船中で行つたそうですが、どういふところを見せたのですか。

○野村参考人 原子力船の公開といひますのは、記者団が八人お乗りになつて、そして航海中ずっと船員と起居をともにして生活されました。それらの方々に対しまして、原子力船の格納容器の中、圧力容器の外側、そのところまで、規定の服装をして、そして規定の防護措置をして、ごらんになつたわけですね。もちろんコントロールルームとか一般的な船舶としての機器の部分とか、そういうところもごらんになつたわけでございます。

○石野委員 圧力容器の中——しかしそれは一般の作業者が入るところを見せたわけですね。船員

が入るところを見せたわけですね。

○野村参考人 船員の中の特に機関部員という、そういう専門の船員が主としてその辺の整備点検をやっておられるわけですが、その部分に入られたわけでございます。

○石野委員 炉には放射線のなかが非常に少ないということを見せようとした意味だろうかと思いませんけれども、われわれが心配しているような、いわゆる入っちゃいけないようなところはもちろん見せないでしようし、それからまた危険だと思われるような部署へは入れなかつたでしようし、そうなんですよ。

○野村参考人 いえ、むつ港に係留されておりましたときに、そういう船内の保健物理の立場からの防護という措置を講じて、いわゆる一般の見学者と言つてもいいと思いますが、見学者の方がお入りになつた部分ですね、そこと同じところまでお入りになつたわけでございます、それ以上はもう入れないわけでございます。

○石野委員 一般の見学者が入るところまで入つたということですが、新聞によりますと、皆さん安全だ、安全だということ強調されるようで、何か非常にわれわれ心配しているところまで全部見せて大丈夫ですよというふうな印象を与えるように新聞は報道しておりますから、やはり誤解を受けやすいもので、ちよつとお尋ねしました。皆さん開放的に見せていただくことは非常に結構だと思つております。

そこで、「むつ」の今度の問題について、保安規定というのがありますね。この保安規定というのは社内規定ですか。

○野村参考人 事業団の内規でございます。

○石野委員 内部規定と言つても、これは任意につくつたものなんですか。これは法に基づいてつくつたものではないですか。

○野村参考人 原子炉等規制法のさらに下部法令でありますところの原子炉の設置、運転等に関する規則の第十五条第一項に基づいてつくつた当事業団の内規であります。

○石野委員 それは規制法の要請に基づいてそういう総理府令による規定ができておられるわけですね。何条によつてできておられるのですか。

○野村参考人 規制法の三十七条に一番根本は基づくものでございます。

○石野委員 そうすると、これは単なる社内規定とは違いますね。

○野村参考人 つまり法律に基づきまして、それから総理府令といふか、普通、府令、省令といふか、そういう規則があるわけでございます。また、それに基づきまして私どもの団の内部で部内の内規としてつくつた規則でございます。

○石野委員 言つたところの一般の社内規定と意味は違うのでしょうか。

○野村参考人 意味が違うと申しますのは、要するに一番根本の基礎は法律に基づくものというところでございますが、私どもの団内の規定というものは、ほとんど一番根本は法律に基づくものでございます。組織といふ、業務、運営といふ、人事に関する規定といふ、根本は民法なりそれぞれの法律に基づいて細部を決めたものが私どもの規定でございますから、そういう意味では一般の規定とは同じでございます。ただ、これは内規ということの性質から、私どもで企画立案をいたしまして、そして主務大臣の御認可をいただいて発効する、こういう性質のものでございます。

○石野委員 ですから、これはわが社内規定だ。あなたのところの星野さんという人が、これはわが社内規定だから、こういう簡単な言い方をしていますね。だから公開はしません、こう言っているのですけれども、あなた方、こういうふうな見方をしているのですか。

○野村参考人 社内規定だから公開しませんといふ星野君の発言の詳細は、恐らく新聞の記事か何かで先生ごらんになつての御質問だと思つたか、社内規定だから公開しませんといふことではございませんで、社内規定の中の内規といふ性質のものである。つまりこれは監督官庁に対してはもちろん御承認を得るわけでございます。

すのであれですが、そのほか関係の地方公共団体とか、そういうところを除いては公開する性質のものではない。社内規定だから公開しないということではございません。社内規定の中の内規といふもので、外部に公開する性質のものではない、こういうのが星野の発言の真意であると思つております。

○石野委員 公開すべき性質のものじゃないといふことは、法のどこから出てくるのですか。

○野村参考人 法律といふか、このものの規定は一般的に原子炉の保安規定と同じ性質のものでございますが、特にこの場合について言いますと、原子力船「むつ」の原子炉の保安規定でございますので、船に特有な船舶の航行とか、停泊とか、係留とかに関するような規定を盛り込んであるわけでございますが、その中に原子力を守るためのいわゆる防護に関する規定、つまり外部からのいろいろな不法な侵入があると、あるいは船のノーハウが外に漏れるとか、そういうようなことと、そして技術的な部分のデータでございますが、そういうものが外に漏れるというふうなことがあつてはなりませんので、そういう防護に関する部分とあるいは技術的なノーハウの保護とか、そういうことを含めた内容のものでありますゆえに公開ができません、こういう性質のものであります。

○石野委員 この保安規定は、規制法の三十七条に基づいて総理府令第十五条でつくられておりますね。そうすると基本的にはこの規制法の精神に基づかなければいけませんね。その保安規定をつくつた目的はどのようなところにあるのですか。

○野村参考人 これは先ほどもお答えいたしましたように、一般に原子炉の設置に関する保安規定で、ほかの事業団といふか、機関でおつくりになつておる保安規定と趣旨としては同じでございます。ただ、船舶に関する原子炉を扱つておる規定でございますから、船舶に特有の規定があるということでございます。これはほかの保安規定と全く同じ性質のものでございまして、いま申

上げましたような防護の問題とか、極端に言いますれば、たとえば核ジャックとか、そういうふうなおそれもある内容を持った保安規定でございますので、そういうものを防護するための規定も含むという点ではほかの原子炉に関する規定と全く同一性質のもので、そういうものがありますので公開はいたしかねる、こういうものであります。

○石野委員 規制法の第一条の目的のところをすつと読んでみてください。ここには「これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために」云々とすつと書いて、「必要な規制を行うことを目的とする」となつておる。この目的に従つて三十七条は保安規定をつくることを要請し、総理府はそれに基づいて十七項にわたるものを保安規定としてつくりなさいということをお命じておるのです。それでよろしい。

○野村参考人 先生の御発言の趣旨はよくわかりました。ただ、私がさつき申し上げましたのは、核物質の防護に関する項目とか、それから保安組織に関する項目とか、保安上重要な機器の系統にかかわる項目とか、安全を保つ一般的な防護を図るということと当然でございますが、それに対して、いま申し上げましたような核物質とか警備体制とか保安上の重要な機器とかいうものに対して、不法にこれを外部から、たとえばこれを核ジャックをしようとするものが出てきて、そしてそういう不法な措置が行われるというところに対して防護しなければならぬ、そういうものに対する配慮からこの内規につきまして公開ができませんというところでございます。一般的に安全を保つためのいろいろな施策を講ずるといふことについては、これは当然のことでございます。

○石野委員 私は問題を混同してはいかぬと思つております。原子力基本法は三原則を持っております。自主、民主、公開の原則を持っております。しかも、今度の基本法改正に当たつて、第一条の規定の中に、安全のためにということを入れた。その安全のためにということを受けとめて

いるのがこの規制法のいろいろな規定です。その規定に基づいて三十七条が要請をし、しかもこの三十七条は公開せざるを得ないようになっているわけです。「設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。」となつています。だから従業者というのは、これは全部守らなければいけないものなんです。そして同時に、安全を期するためにこの保安規定をあなた方が公開しなければならぬという理由の大きな問題は防護しなければならぬということなんです。防護ということと保安規定という事は防護規定をいろいろつくっているのではありませんか。防護規定をいろいろつくっているのではありませんか。そこで取り締まったらいいじゃないですか。保安規定を公開するということと防護ということを混同しないようにしてほしいのです。

私はあなた方から保安規定を出してくれということと再三にわたつて交渉しました。あなた方からもらったのは、全く空白のものももらったわけです。条目を見てみると、これは四編からなつておつて百二十五条です。百二十五条のうちで、条だけで、伏せられているものを全部入れますと七十四条あります。百二十五条の中の七十四条が空白なんです。その上、部分的に、主語だとか客語だとかというものが伏せられておつて、何を言っているのかわからないような条目がそのほか二十四カ所ある。だから全部で九十八カ所に及んで、そういうものになつておつて、私も戦前にはずいぶん赤い本を読まされて、バツテンのなをを読んで判読しなければならぬことがあつたが、このあなた方からもらったのを見ると、戦前の機密保護法の適用を受けたときと同じような状態になつておつて、これは有事立法の先行の形ですよ。こんなもので安全性に対する信頼感を持てると言つても、われわれにこれさえも見せられないという事になれば、どうしてあなた方を信頼することができのでしょうか。保安規定は出せないのですか。

○野村参考人 しばしば申し上げますように、保安規定は原子炉設置の保安管理及び運用について

定めた当事業団の内部の規定でございます。したがうまて、当事業団の職員とかなんかがこれをよく熟知して、そして地震の防護あるいは環境の保全等について万全を期さなければならぬのは先生おっしゃるとおりでございます。

ただ、これを公開するという事は、何も原子力船だけに限つたことではございませんが、一般の原子炉の設置をしておられます事業体の立場から言いますれば、一般に公開するということになりますと、この中に先生がさつきおっしゃいましたような防護の規定が入つておるわけでございます。したがつて、この部分が一般に公開されれば、これが逆用されるといいますか、いわゆる安全を保つためのウイークポイントといえますか、それが逆に外部にわかつてしまつて、一般の人にはかえつてそれが不幸な結果をもたらすようなことになるとございませぬ。

○石野委員 私は、これは重大だと思つておつた。あなたのその考え方を言へば、わが国はすべて秘密国家になつてしまふ。安全性の問題を追及して、これほど国民はあなた方に対して信頼感を得ようとする努力をして、ところが、この保安規定というのは安全性を保障するために細かいことを決めておられるわけなんです。しかも、これはあなた方の社内規定じゃないのですよ。法律によつて国民があなた方に要請しているものなんです。保安規定というのは、あなた方の事業団だけで決めておられるのと同じです。国会が法律を通じて、あなた方にこのことをつくるように命じているのです。どうしてこれは出せないのですか。防護の問題は防護の問題でほかまた考えたらいいじゃないですか。安全に対してわれわれが信頼感を得ようとしていろいろ見ようとしておられる。なぜ私はいふこと言ふこと言ふかという、美浜の一号炉のときに同じようにこの保安規定の問題があつたのです。保安規定が実際実行されていなかったからこそ、国民に対して四年間も事故を隠したのじゃないですか。しかも、政府当局は大丈

夫だ、大丈夫だと言つたけれども、大丈夫じゃない。いまだに美浜の一号炉はとまつておるような事故を起こしているじゃないですか。そういう政府の態度なり、事業団がこういう形、それは防護をしなくちゃならないとかなんとかということをお私に否定しませんよ。防護することは結構ですよ。防護するということ、保安規定を公開できないということと同じにしてはいいけませんよ。私は、この点はちゃんと整理してほしいと思つて。保安規定はちゃんと出すべきです。そうして防護するためのなをまたあなた方は考えたらいいじゃないですか。そういうふうな国民全体をあなた方は疑問視して、信用してない。あなた方は国民を信頼しないで給料をもらっているのじゃないか。事業団がこういう態度をとつておることに、長官、どういふふうにお考えですか。

○熊谷国務大臣 事業団がそういう態度をとつておるということについてはどう思ふかということではございませぬ、こういう場ではございませぬ、あるいは言葉の趣旨が十分徹底しない点があるかと考へるわけはございませぬ、保安規定という規定の名前あるいは自主、公開、民主といったような原則、こういうものにつまましてはわれわれは十分尊重したい、しなければならぬと思つておるわけでありませぬ。

ただ、保安規定の中に、あるいは防護に関するいろいろな規定——防護に関する規定といつても、これは国民をみんな信頼しろと言われませぬ、たくさん国民の中にはやはり一部信頼できない人もないという事は断言できないわけはございませぬ。したがつて、防護上これを漏らしては得策でないという点について非常な心配を持つておるという事は、これは事業団だけじゃなしに、原子力発電所全体としてそういう考へがあることは事実でございませぬ。

ノーハウといったようなものを守るといふ立場からしますいろいろな規定ということと、安全について皆さんによくわかつていただかねばならぬという事とはおのずから別であると考えられるわけでありませぬ。したがつて、いま先生から保安規定を全部見せなければ安全について疑いができるのじゃないかというふうなお話がありましたが、現在の保安規定というものをいろいろ検討していただければ、あるいはそういう点も起り得るものかもあらぬとも考へます。したがつて、そういう点については今後十分またひとつ検討いたしまして、事安全に關しますことについては当然公開の原則に従つてそういうことも考へ、安全上より信頼を増すように具体的な検討も加えてまいらねばならぬ。いま仰せのようなお言葉の御趣旨はよくわかるわけですが、現在の保安規定がそういうものを含んでおることも御了承いただきまして、そして一方において、そういう公開してはかえつて、また公開しなくても安全には支障がない、ただしこういうことを一般に知つていただかねば安全に対して十分御信頼を得ることができないという点もあるわけはございませぬ、そういう点を今後の検討にひとつお任せいただきましていろいろ検討させていただきます。私の思ひつきを申し上げるわけはございませぬ。

○石野委員 事は重大ですから、私はその釈明は十分受けとめることはできないのです。もしこれを長官や事業団の言うように受けとめていきますと、何もかも全部伏せせよになつてしまふ。たとえば「非常の場合に對する準備および措置」ということで私の手元に来ておるもの二百三十六条を見ますと、最初の出だしが消されておる。「むつ」の非常事態における放射線災害の拡大を防止するため、次の各号の定めるところにより補助動力を準備しておかねばならぬ。こういうふうな書いてある。何だかちつともわからない。だがどういふふうにするかわからない。こういうことが防護に差し支えになるのですか。こんなことでわれわれが見せてもらつてわかるのです

か。「むつ」の非常事態における何々をしておかなければならないとありますが、だれがするのかちつともわからない。この主語がわかったら防護に非常に差し支えがくるのですか。

私は「むつ」でも過剰警備ということを非常に痛感してまいりました。私はきょうは警察庁を呼びたかったのですけれども時間がなから呼びませんでした。駅へおると全部点検しておるのです。国鉄の駅の中へ機動隊がずつと入ってしまつて、駅長の権限も保安員の権限も何もない。機動隊が全部占拠しておる。そして一人だけしか通れないようにして、約五十メートルから六十メートルぐらい人員をずつと配置して、その間、人がきの中を通るのです。私も戦前の事情を全部知らないわけじゃないのです。二・二六事件や五・一五事件のときでもあつたことはなかつたのです。防護の問題についてNPTがあります。そこではそういうことをやっているはずで、そのNPTとこの保安規定とはどう関係があるのですか。

事業団に聞きますけれども、事業団はこういうことを伏せ字にしないかならない理由はどこにあるのですか。あるいはまた、非常の場合の通報ということについて二百四十三条は全くの空白だ。それは船内における非常の場合の通報、連絡の系統、範囲について規定しているのだ、こういうことなのです。第二百四十五条は船内非常配置表の作成と周知方法について規定している、こういうのです。これは核ジャックだか何だか知りませんが、そういうものに関係しているのを見ても、このぐらゐのことがわかつていなければならぬ、周辺の人は安心しておられますか。どういふような連絡、通報の関係かわかりもしないのでは文句も言えない。たとえば私は東海村の近くにおりますが、東海村で事故が起きて通報を受けなくちゃならないときに、通報の連絡系統がわからなくてどうして安心しておられるのです。

こういうふうに空白にしなかつたら、あなた方

はどうしても防護できないというのですか。私は、これは過剰な警戒だと思つてよ。長官、もし長官がこれをこのまゝにやらぬならば総理に來てもらつて総理に聞きたい。この姿勢は全く有罪立法を前提にしたような、秘密保護法をもうすてに実行しようとしているようにしか見えぬやうです。同時にまた、原子力の安全性に対する国民の信頼はこれじやとでも得られませんか。もう一遍長官の御意見を聞きたい。

○熊谷國務大臣 先ほどから申し上げておる通りでありまして、われわれとしては国民の安全を守り、またこれに対する信頼性を得るための必要な公開は決して否むものではありません。したがつて、先生の御趣旨も十分に承りますが、一方におきまして、過剰なというお話もありましたが、悪い影響を与えない限りは用心は過ぎるくらいした方がいゝんじやないかという立場から言いますと、第三者に悪い不利な結果をもたらさぬ限りは用心し過ぎるくらいに保安規定を考へておくことは、いろいろな御批判はありましてもその精神そのものは特別悪いというふうには考へませんし、またその他の問題についても同様でございます。ただ要は、保安規定の内容が細微にわたつてもうこれ以上変えることができないほど十分適切であるかどうかという点については検討の余地があると思つておられます。

さらにまた、先ほどから申し上げておりますように、先生のお気持ち、それからわれわれの当事者としての考え方、両方の趣旨をよく生かしながら今後進んでいくことについては、なお検討の余地があれば十分に検討したいと申し上げているわけでございます。いまおまえの気持ちはどうかと言われれば、私の率直な気持ちとして、いま申し上げたようなことを御理解いただければ、御理解をいただきたいと考へるわけでありまして、○石野委員 長官の言われる十分検討してみたいということの意味は、どういふことを言っているのか。私は、保安規定の規定の仕方がまずいとか何とかいふ内容を言っているんじゃないです

よ。保安規定とはどういふものなのかということをわれわれは知りたいから見せてくれと言つたら、見せない。私はきつて言いました。ノーハウ等についての問題はわれわれは決して賛成じやないけれども、従来ともなかなかに公開されませんか、そういうものがある限りにおいては、伏せられておいても、そこは見せないというのを言われても、私も従来からの慣例からしてやむを得ないと思つておることは言つてありますけれども、今度のは防護のためにいふことに藉口して骨抜きです。この規定を見せたら何だか何だかわからないです。保安規定について、たとへば国会のわれわれでさえも見られなかつたらどうして安全の問題に対する追及ができるのですか。特に美浜の問題なんかで保安規定の問題を無視しておつたことがはつきりしたわけでしょう。作業日誌があつたつてそれに目を通してない。目を通しておつたのかどうか知らぬけれども、それを見過したつて、やるべきこともやらぬでいて、行政府の中にその責任の觀念が全然ない。それであつたつて事故が起きている。「むつ」だつて、これだけ大きく国会を愚弄して国民を愚弄してきたんですよ。それであれだけ事故を起こしたのにもかかわらず、その反省すらなくて、ただ防護だとかノーハウだとかいふようなことでこれを見せもしなかつたら、だれが信頼できるのですか。

長官、検討という意味は、保安規定の内容を検討してくれと私は言つておるのじやないのです。こういうような状態では公開できない、見せられぬということについては、これでいゝのかどうか、もしどうしても長官がここで御答弁ができないなら、私は総理大臣に政府の見解を聞かなくては行けない。これは将来の秘密保護というやうな問題に触れる非常に重大な問題だと思つておるもので、もう一度長官の所見を聞いておきたい。

○委員長退席、小沢(一)委員長代理着席  
○熊谷國務大臣 十分検討させていただきます。  
○石野委員 検討するということは、公開について検討するという意味ですか。

○熊谷國務大臣 公開と申しますよりは、先生のいま言われましたこと全体を含めまして検討させていただきます。こういう意味でございます。

○石野委員 これれもう同じことを何は言つても仕方がありませんけれども、とにかくこういふやうな保安規定の国民に対して目を閉ざすというやり方は非常に不明朗です。これではあなた方が国民に対してどんなに信頼をしると言つたつて国民は信頼しないと思つておる。そしてまた、われわれは信頼しないと思つておる。それから、長官の検討するといふ意味は、私の意見について検討するといふのですから、これはできるだけ公開をするようにしていただきたい。ノーハウの問題については、私はよしとは言いませんけれども、従来からの慣例がありますから、その点はあえて言いませんけれども、防護の点については、防護の方法は別途講じているはずですから、保安規定は十分出せる余裕があるはずだと思つておる。その点をもう一度長官にお聞きしておきます。

○熊谷國務大臣 重ねて御検討申し上げるといふお答えをいたします。  
○石野委員 保安規定の第二百三十四条のただし書きはつい最近に行われたと聞いておりますが、これはどういふ経緯で、いつかうただし書きはついたのでか。  
○倉本参考人 この第二百三十四条でございますが、以前は大湊港が私どもの方の定保港でございまして、大湊港における保安規定という形で行つておりましたが、今回佐世保で修理をするということになりましたので、この佐世保におきまして条件が大湊の場合と違つたので、それに合わせて今回改正を行つたものでございまして。  
○石野委員 いつですか。  
○倉本参考人 ここの七月でございます。  
○石野委員 七月の幾日ですか。  
○倉本参考人 七月の十八日でございます。私どもの方が決めたのが七月の十八日でございます。認可は三十一日でございます。  
○石野委員 皆さんはこの規定を大湊から佐世保

に移すについて佐世保に適應するように申請をし、総理の許可をもらったのだと思ひますが、非常に御都合主義だと思ひます。こんな便宜主義をするということ自体についても、やはりわれわれ不信を感じます。そして同時に、このただし書きは、具体的にはこの後にある三項についてどういふふうになったのですか。

○倉本参考人 この二百三十四条でございませうけれども、佐世保におきましては原子炉の運転はしない、原子炉は冷態停止であるというところでございまして、以前、保安規定をつくりました時点におきましては、原子力船は、当初考えておりましたのは港に入りますときは低出力で運転するという状態を考えておりましたので、それに合わせまして、佐世保においては冷態停止というところをございませうので、この冷態停止の場合につきましては、この炉を運転するという状態にかかりました事項についてはこれを除く。それからそれにつきましてはすでに前の設置許可をいたしましたときの時点におきまして、これらの条件については冷態停止の状態では仮泊する場合は除くということに御了解いただいておりますので、それについて合わせてございませう。

○石野委員 もう時間がありませんから急いでお聞きしますが、そうすると、この二百三十四条のただし書きというのは、ここに書かれておる港内停泊のときは、この原子力船の炉を中心にして半径五十メートル以上の管理地帯、半径二百五十メートル以上の非居住地帯というものは排除された。それから第二の「むつ」を港外に停泊させるときの、やはり陸岸から二百五十メートル以上離れていることや、それから、ただし「二百五十メートル以上の離岸距離がとれないときにあっては、」半径二百五十メートル以上の非居住地帯が設定できる場合に限り、陸岸から五十メートルまで近づけることができる。云々という諸点、それから「遠隔地帯を定めておかなければならない。」こういう問題、これは全部排除されたのですか。

(小沢一)委員長代理退席、委員長着席  
○倉本参考人 排除されたことを申しませうか、冷態停止の場合にはこういうことを配慮しなくてもいいということにございませう。

○石野委員 そうしますと、配慮しなくてもいい泊場所については問題は無いということですね。

○倉本参考人 さようでございませう。  
○石野委員 ここにも重大な問題があると思うのです。冷態停止が放射能問題について完全に何も問題がないということになってしましますと、いま地域住民が問題にしていることはもう全く無意味なものになってくるわけですよ。ところが、地域住民が非常に重要視していることは、とにかくこれは一応臨界に達している。それで現在未臨界状態のような状態になっているけれども、制御棒を抜いたりすれば非常に問題が出てくるだろうという心配を皆持っているわけですね。そういうことのないようにするためにかぎを預かっていたり何かしているわけですよ。われわれ人間のことですから、あるいはまた自然との関係でそういう事態が出てくる危険性があるから、皆心配しているのです。その危険性に基づいてこの二百三十四条の諸規定ができておるのです。ところが、それを全部皆さんは排除してしました。もうこれは適用する必要はない、こういうことになりませうと、住民が心配していることは全く無視されているわけですよ。この処置は、こういうところに問題が出てきます。

あなた方は一方的に原子炉は冷態停止の状態にあるからだということにきめておられますけれども、何かのことによってこの冷態停止の状態に變動が起きますと、必然的にこの条項にはめなれないといけないのでしよう。そういうことは絶対にないとおなた方は考えておる。だが、現実には炉の中は未臨界の状態であつたとしても、一たん臨界に達しているのだし、制御棒を抜いたらどういふふうになるかというところもまたわれわれは心配しているの

ですよ。そういう危険性を含んでいるものに対して、そんな大胆なただし書きを適用するということにわれわれは不信を感じるのです。長官、こういう処置の方法では住民は納得しませんよ。何ももって一切の事故はないんだということの保証があるのですか。

しかも、このただし書きは、あなた方が七月の十八日に提出して、七月の終わりのころに認可が出ておるのです。全く御都合主義ですよ。私は原子力の安全性についての態度が非常に安易であると思うのです。国民の心配していることに対しては、許せませんよ。このただし書きの適用の問題については、まだ非常に大きい問題が残っていると思ひます。長官、どういふふうにお考えになりますか。

○熊谷国務大臣 大変いろいろなお話でございませうが、私どもは、冷態停止の状態におきましては、そういう異常な放射線障害を周辺に与えるものとは思っておりませぬ。  
それから、原子力の安全についてわれわれが非常に無関心であるというお話であります。私も、私どもとしては決してそのようなつもりではありませぬ。これは強いていろいろ申し上げますと、あるいは議論にもなるかもしれませんが、余り議論すべき場ではございませぬが、私どもは誠意をもって原子力の安全に今後取り組んでまいりたい、このように思っている気持ちだけを申し上げる次第であります。

○石野委員 長官の気持ちをよくわかつてくれたいうことですが、しかし事実は事実です。  
原子力局長にお聞きします。安全局長でもどつちでもいいですが、「むつ」の原子炉は未臨界の状態ではあるけれども、制御棒でこの臨界状態を抑えているという事実は変わりませぬね。  
○牧村政府委員 先生おっしゃるとおりでございませうか……

そのとおりなんです。だから、これは制御棒で抑えているということでも未臨界の状態だとか冷態停止ということがあるので、制御棒を抜いたらまえば臨界に入ってしまうのです。そういう危険なものだからわれわれは問題にしているものであつて、その危険なものだということの前提を全然外して、こういうただし書きをつくり、そしてまた適用除外をしているということについては信用できません。これはもう一度あなた方で考えてください。それから後われわれは問題にします。いまこれはいろいろ論争してもいいけれども、あなた方のこの処置は国民を無視しているし、安全性を軽視している。よろしくないと申すのですよ。これはもう一遍考えてもらいたい、この二百三十四条は適用すべき状態じゃないから、その点方自体に問題があると私は思ひます。炉を外せばもう一遍考えるべきだと思ひます。炉を外せば、そんなことは私は言ひませぬ。炉があつておれば、こんなことは考えられないのです。事業団理事長、どうですか。

○野村参考人 大臣からお答えになつたとおりでございませうが、私どもは二つのかぎを原に保管をお願いをして、船自身にはかぎを持っていないわけでありませう。したがひまして、冷態停止の状態がなくなるという、原子炉が稼働するということがあり得ないかと考えておりますので、現在の規定で先生の御懸念のような不安ということはないものと確信しております。

○石野委員 かぎを預けているということは、修理が終わるまで一切かぎをあなたの手にはさせんか。話に聞くと、一本くらくらはずつ抜くということをやると言つておられますが、やるんでしよう。  
○野村参考人 かぎは、修理の間長崎県知事が引き続き保管しておられるわけでありませう。  
○石野委員 点検のときに制御棒を抜くためのかぎというふうなものは、それじゃ一切とりませぬね。

○野村参考人 そのとおりでございませう。  
○石野委員 それはよくわかりませう。

それといま一つあります。仮に、かぎは使わなくても災害等によって何かの故障が起きたとき、ちようとかぎを使って制御棒を抜いたと同じような状態が出てくる可能性もあるのです。そういう天然災害というような問題が出てきますが、そのようなときでもこの条目のただし書きをそのままにしておくのですか。そういうことに対してあなた方は全然配慮しないのですか。

○倉本参考人 それをお答える前に、先ほどのかぎの件でございませうけれども、かぎの件につきましては、現在の時点で返してやらうというようなことはまだはつきりいたしておりません。

また、この試験自身につきましては、将来とも改修等が済みました時点で安全性等を御確認いただき、また県等とも御相談をした上で試験をするということになるかもわかりませんが、その辺につきましてはまだはつきりいたしておりません。

それから、いまの……  
○石野委員 もうちよつとはつきり言ってくれ。ちつともわからない。

かぎはどうなんです。使わないのでしよう、修理が終わるまで。

○倉本参考人 かぎにつきましては、現在修理が終わるまでは使う予定はございません。

○山野政府委員 ちよつと答弁を補足いたしますが、現在制御棒駆動盤のかぎは確かに長崎県知事にお預けいたしておりますが、この扱いにつきましては、総点検の中に制御棒駆動試験というものが含まれておるわけでございます。この制御棒の駆動試験をするためには駆動盤、制御盤のかぎが必要でございますので、その際は長崎県知事にお願ひしまして地元の了解を得た上で、このかぎを使ってその所要の試験をさしていただくという了解になっております。したがって、先ほど理事長の答弁がもしそういうふうなことも申しないんだといったふうな御理解を先生がされたとするならば、その点は正しくないでございまして、制御棒駆動盤のかぎを一時返していただくで地元

の駆動試験はする、こういうふうなことで地元

との話についてはおる。地元の方は、そういう要請があったときにはその時点で地元の関係者の意見を総合して、地元なりに安全性を確認した上でかぎをお貸ししましょう、こういう了解がございしますので、その点を補足いたします。

○石野委員 局長は、私がそういうふうな理解しておるなら、それは誤解で間違いでと申すのが、何を言うのだ。答弁が、使いませんと言っているだけで、私がそういう理解をしているのと同じです。修理を一切終わるまで——いま皆さんが聞いているとおり。議事録を見てごらん下さい。私はそういうふうな誤解はしませんよ。一切使いませんと言っている。そういうごまかしの答弁ではできませんよ。委員長、これは取り消させてください。

○山野政府委員 先生がそういう理解をされたとすればという部分は取り消します。

これは理事長の説明が一部不十分であった、そういうふうなことでございまして、誤解が出ては困るとい趣旨で私が補足を申し上げたというふうに御理解いただきます。

○石野委員 不十分じゃないのですよ。私が聞くところによれば、修理中といえども点検等のためにかぎを借りるということもあると聞いておるんだが、そうじゃないのですかと聞いたら、そうじゃないのだ、こういうふうな言ったのでしよう。使いませんと言ったのでしよう。誤解も何もありませんよ。あらかじめ私は、かぎを使うような場合もあると聞いておるがどうだと言ったら、そうじゃないと言ったんじゃないですか。

○野村参考人 私の説明が不十分でございましたので、原子力局長の答弁のとおりでございまして。

○石野委員 そうすると使わんでしよう。

○野村参考人 そのとおりでございまして。

○石野委員 そうすると冷態停止の状態ではないというあなたの先ほどの発言をこれにかみ合わせますと、制御棒を抜くということになれば、冷態停止の状態とあなた方が予想しているのとは違ふんだ。われわれが考えているように、冷態停止の

状態ではない動きが出てくるのですよ。操作が行われてくるのですよ。ただ、たまたま臨界の状態が過度に進むかどうかということについては見解が違ふだけであって、冷態停止とは違ふんじゃないですか。

○倉本参考人 冷態停止と申しますのは、大体私どもが考えておりますのは六十度以下の状態、一次冷却水の温度が六十度以下の状態に保たれたときを冷態、温態停止といえます。運転状態にすぐ入れるということ、一次冷却水の温度を運転温度に上げた状態で制御棒を入れた状態のものを温態停止ということでございます。冷態停止の状態におきまして制御棒を一本ずつ抜くという形——ちよつとあれでございませうが、制御棒の駆動試験は、原子炉の方は冷態停止に置いた状態で制御棒の駆動試験を一本づつについてやるということでございます。

○石野委員 あなた方の理解がそういうことについては、私は疑義を持つておるんじゃないのですよ。冷態停止の状態と温態停止の状態とは連続しているのですよ。そうでしょう。操作のぐあいによつては温態停止になつちゃうのでしよう。制御棒をたくさん抜いてしまえば臨界度が進んでいくという可能性があるのではないのですか。

○倉本参考人 原子炉の運転でございませうけれども、原子炉をいよいよ運転するというときには、まず冷却水の温度を二百七十度以上に上げまして、いわゆる運転状態に保つて、それから制御棒を抜き始めるということでございます。それが冷態の状態におきましては、これは運転の仕方というものを決めてございまして、一応駆動試験のときには制御棒は一本ずつしか動かさないということにいたしておりますので、これを数本あげて抜くということとは起らないということでございます。

○石野委員 あなた方が技術的にいろいろなことを言つて筋道を立てていけばそうなるべきはずのもの、そうならないからこそ事故が起きてくるのですよ。それは予測されない条件がどこかに入るとか何かでそういう事故が起きるわけです。だから、たとえば原子力船「むつ」がこういう事故を起こすというところは、設計上は予想してはなかったのでしょうか。操作の上からもそんなことは予想していなかったのでしょうか。あなた方は絶対大丈夫だと言つたんです。それでまあいい事故が出たんです。だから、これわれわれは心配しているんです。ましてや、これは一応臨界に達しているんです。冷態状態だからといって、六十度以下の温度は現に持っているんですよ。そうでしょう。そうだとすれば、その六十度のあなた方が加熱するという状態を電気を入れるのか何で入れるのか知らないけれども、電気じゃなくたって、急に周囲の状況が、たとえば世界でも酷暑の地帯だと言われるような、四十度六十度もあるような状態にまで太陽の熱量がきたら沸騰しちゃうじゃないですか。これは非常に仮説的なことですけれども、そういうようなことでもわれわれは考えるから、われわれは不測の事態に備えていろいろなことを考へておるのですよ。こういう状態をあなた方が安易に考へて、しかも国民が信頼できないような不安を持つような状態の操作をするということについては、私は納得しません。これはもうここで論議しても時間がありませんから、私はこれでやめておきますけれども、科学技術庁なり事業団は余りにも御都合主義の改正を勝手にやつておる。これはどうして信頼できません。国民も信頼できないし、国会も信頼できない。与党は信頼するかしらぬけれども、野党のわれわれは信頼できない。そのことだけをはつきり申し上げておきます。

いずれにしても長官、こういう扱いについてはもうちよつと厳重な指導をしてもらいたい。そしてわれわれに安心のいくような指導をしてもらわなければ困るので、この点は局長なんかもおられるけれども、長官に大どころをつかんで、原子力行政のあり方の問題としてどういうふうな事業団を指導するかという問題について、ぜひひとつ締めくくりの所見だけ聞いておきたい。

と、あなた方が技術的にいろいろなことを言つて筋道を立てていけばそうなるべきはずのもの、そうならないからこそ事故が起きてくるのですよ。それは予測されない条件がどこかに入るとか何かでそういう事故が起きるわけです。だから、たとえば原子力船「むつ」がこういう事故を起こすというところは、設計上は予想してはなかったのでしょうか。操作の上からもそんなことは予想していなかったのでしょうか。あなた方は絶対大丈夫だと言つたんです。それでまあいい事故が出たんです。だから、これわれわれは心配しているんです。ましてや、これは一応臨界に達しているんです。冷態状態だからといって、六十度以下の温度は現に持っているんですよ。そうでしょう。そうだとすれば、その六十度のあなた方が加熱するという状態を電気を入れるのか何で入れるのか知らないけれども、電気じゃなくたって、急に周囲の状況が、たとえば世界でも酷暑の地帯だと言われるような、四十度六十度もあるような状態にまで太陽の熱量がきたら沸騰しちゃうじゃないですか。これは非常に仮説的なことですけれども、そういうようなことでもわれわれは考えるから、われわれは不測の事態に備えていろいろなことを考へておるのですよ。こういう状態をあなた方が安易に考へて、しかも国民が信頼できないような不安を持つような状態の操作をするということについては、私は納得しません。これはもうここで論議しても時間がありませんから、私はこれでやめておきますけれども、科学技術庁なり事業団は余りにも御都合主義の改正を勝手にやつておる。これはどうして信頼できません。国民も信頼できないし、国会も信頼できない。与党は信頼するかしらぬけれども、野党のわれわれは信頼できない。そのことだけをはつきり申し上げておきます。



○熊谷国務大臣 石野議員がいろいろの場合を考  
えておられまして、少しでも安全性が完遂される  
ようにと言われるお気持ちには十分承りましたし  
た。もとよりそういうお話がなくても、われわれ  
といたしましては、最初に申し上げましたとおり、  
絶対的な安全性の追求を目指して不断の努力を怠  
らないということは、われわれの基本的な考え方  
であります。

それから、現在の事態に關しましていろいろ御  
心配の御発言がありました。また、将来いかなる  
問題が起きるかということは人間の知恵ではな  
なかわからぬことですが、少なくとも現在  
の段階におきましては、異常な放射線障害によ  
りまして人体なり環境なりに悪影響、異常な放射  
線障害を及ぼすということは決してないと確信  
いたしておりますので、その点もあわせて申し上げ  
ますが、これは先生の言われましたことを無視す  
るという意味ではありません。さらに、われわれ  
の気持ちの上でも、今後ともあらゆる面において  
用心に用心を重ねて進んでまいりたい。そして、  
先生のおっしゃったことを無にするような考えは  
ありませんから、どうかその点も御了承いただ  
ければ幸いです。

○石野委員 時間が超過しておりますが、委員  
長、少しだけ時間をいただきたいと思ひます。  
理解せよと言つても、このままで理解せよとい  
うことじやなくて、考えてもらわなくちゃ困るの  
で、これはあなた方がこれに対して措置をする  
ということでは理解します。と同時に、事業団の  
諸君が防護とか何とかというふうな、本来や  
るべきことを考えないでそんなところばかり考  
えておつたんじゃないかと、とても国民の信頼は得られない  
だらうと思つておる。そのことを申し上げてお  
きます。

それから、私はまだいろいろ聞きたいことがた  
くさんありましたが、どうにも時間がございま  
せんので一つだけお聞きしておきますが、事業団は  
修理のための予算をとつておられますけれども、こ  
の予算は船のために幾ら使ひ、それから船のため

に幾ら使うのかということをごこではつきりして  
おいていただきたい。注文を出すに当たつて、た  
とえば佐世保重工にはこれだけの注文が出る、あ  
るいは三菱原子力工業にはこれだけ出るんだとい  
う、大ざっぱのところではいいから、それだけをお  
答えいただきたいということが一つと、それから  
いま一つは、せつかく動燃の方においでいただい  
てもう時間がございませぬので申しわけありませ  
んけれども、動燃の方からは、再処理工場の事故  
がありましたが、それはその後どうなつてゐるの  
かということと、その修理なり何なりの見通し  
はいつごろになるのかというふうなことをだけをも  
う私は再質問しませぬから、後で簡単にお話し  
ください。

○倉本参考人 「むつ」の原子炉の遮蔽の改修で  
ございませぬけれども、現在、私どもの方から政府  
にお願ひをいたしまして、改修費約五十五億円の  
要求をいたしておるわけでございますけれども、  
なお、この工事の分担等につきましては、予算が  
決まりましたら閣僚の佐世保、三菱等々改修工事  
についての検討をいたした上でどう扱つてまいるか  
考えていきたい、かように存じております。

○金岩参考人 東海の再処理のことについての御  
質問についてお答えいたします。  
トランプが起りましてから外部的に調べられ  
る簡単なことはやりましたが、やはり遮蔽してお  
るセルの中に入れて調べなければわからない点  
がありますので、入れるように、まず装置の中にあ  
りますウラン及び硝酸を押し出せるような配管の  
押し出し作業をやつてまいりまして、つい二、三  
日前に大体終わりましたが、それを確かめて、次  
に今度はその中の除染をやつて、それでそこへ  
入つてトランプのあつた箇所を調べる予定にして  
おります。

どれぐらい補修にかかるかというところは、その  
ときに入つてみまはせんとちよつとまだ御報告申  
上げられない次第でございます。方法につきまし  
ては、いろいろ方法をあわせて用意して検討をし  
ております。

以上の状態でございませぬ。  
○石野委員 再質問しないつもりでしたけれど  
も、倉本さん、五十五億円の金が出てゐるんだが、  
後で打ち合わせて……  
それから作業量としては、船の修理にはどのく  
らいの作業量で、炉の修理の方はどのくらいにな  
るか、金でできなければ量としてどんな比率に  
なるのですか。

○倉本参考人 大体半分、半分くらいになるかと  
思ひますけれども、炉の關係が若干多いかと思  
ひます。  
○石野委員 私は何もここできつことを言つた  
にはないのですけれども、炉の修理という問題は  
われわれもいふん重視しておりますから、そん  
なに簡単じゃなからうと私は思つておるのです  
よ。だから、あなたが言われるように半々など  
ということになるともつと金が必要なんじやないか  
と思つておる。二十億や三十億ではいかにだろ  
うとぼくは思つておる。五十五億の半分という  
と二十七億五千万だ。そんなことじやいかにだろ  
うと思つておる。どうなんですか。半々の状態  
なんですか。

○倉本参考人 遮蔽の改修でございますので、格  
納容器の中におきます遮蔽の改修と格納容器の外  
側の遮蔽の改修ということでございます。両方  
とも五十五億と言ひますのは、中と外との遮蔽と  
いうことでございます。

○石野委員 きょうはもう時間がありませんか  
ら、この問題はあとでまた質問させていただきます  
けれども、きょうは運輸省の方には、遮蔽の問  
題で重量が非常に増してくるので、船舶運航上か  
ら言つても問題が出やせぬだろうかということに  
ついてもお聞きをしたかったので、それからまた  
た、労働省の方には被曝者のことについてもお聞  
きしたかったので、時間がありませんので、  
きょうはせつかくおいでをいただきましたけれど  
も質問ができませんでした。  
○岡本委員長 次に、古寺宏君。

○古寺委員 原子力船「むつ」は現在佐世保港に  
入院をいたしたわけでございますが、昭和四十九  
年十月十四日の「原子力船「むつ」の定係港入港  
及び定係港の撤去に関する合意協定書」がござ  
います。いわゆる四者協定でございます。この四者  
協定書の中に協定されているすべてがまだ履行さ  
れてゐるとは言われないうわけでございますが、  
残つてゐる協定の内容につきまして、いつごろこ  
れを履行するおつもりか、大臣からお伺ひいた  
したいと思います。

○熊谷国務大臣 ただいまお話しのように、昨年  
の四月十四日に四者協定の履行期限が来たわけ  
でございますが、遺憾ながらこれを守れなかつたわ  
けでございます。鋭意履行について佐世保修理港  
の問題に努力をいたしました結果、一応船が撤去  
するといふ問題だけは、おくれではございますが、  
片づいたことになると思つておるわけでございます。  
それから残余の協定の特に主眼であります定係  
港撤去の問題、いろいろ施設の改修の問題でござ  
います。これに關しましては八月一日に私があ  
いさつに青森県へ上がりましたときに、青森県側  
の知事、市長、漁連の各代表者の方々とお話し  
いたしました際に、相手の知事、市長、漁連の三者  
の方々から、ひとつ適当な機会に話し合ひをし  
ようじやないかというお話が出ましたので承  
りまして、今日に及んでおるようなわけござ  
います。

○古寺委員 いまの長官のお話を承りますと、適  
当な機会にお話し合ひをしたい、こういうふう  
に青森県側から、県知事さんあるいは漁連の会長  
さん、またむつ市の市長さん、向こうからお話があ  
つたような御答弁のようにいま承つたのですが、実  
際に協定を履行してゐないのは長官の方でござ  
います。長官の方から適当な時期にお話をする  
といふならわかるのですが、逆じやないですか。  
どうですか。

○熊谷国務大臣 実はその方は、ぎつぱらんな  
話でございますが、どういたしましよるかとい  
うことを申し上げたわけでございます。じや、ひと

つ適当な時期に相談しようじゃないかというお話がありましてから、そのまま帰って帰ったわけでございます。

○古寺委員 どうしましよるかじゃなくて、この協定を履行する義務が長官の方にはあるわけでしょう。長官の方から、この協定の残された部分につきましてはこういうふうに行うべきかどうでしようかというなら話はわかるのですが、そういう具体的な内容が全然出ていないわけですね。ならば、いつごろをめぐりに話し合いをしようというふうにお考えですか。

○熊谷国務大臣 いつごろということも、はっきり申し上げて、別に具体的には決めておりません。○古寺委員 なぜ決めないのです。これが仮に、逆に国民が政府と協定した問題であつたらどうでございますか。四者協定というものを責任をもつて履行する義務というものが長官にはあると思う。そういう責任があると思う。それを全然まだその時期も考えていないというのは、私は納得できない。どういふわけですか、もう一遍御答弁願います。

○熊谷国務大臣 どういうわけですかと言われれば、こういうわけだからこうだと申し上げられるような理由はございません。ございませぬが、私も先ほど申し上げましたように、やはり履行すべきものであると考えておりますから、それについてのいろいろな問題もございませぬから、この後の問題についてはいつお話し合いをしましよるかと言いましたときに、三者の方からそういうお話がありましたから、それでそういうお言葉を承って帰ったわけでございます。具体的な時期が申し上げられぬことは、どうでもいいと思つておられるわけではございませぬで、われわれとしてもいろいろ考えてもおりますし、青森県の方でも適当な時期ということを向こうさんから言われた限りにおいては、一応そういうことに対しての御意思の表示があるものと思つておられるわけでございます。

○古寺委員 この四者協定、また長崎の五者協定

の中にも、新定係港を早急に決めることになつて

いるわけですが、その候補地については、長官の御

発言だと思つて、新聞に載つておられるようござ

いませぬ。現在候補地があるというお話でござ

いませぬが、どこでございませぬか。

○熊谷国務大臣 候補地といつて、別にいま明示

申し上げるような場所はございませぬ。ございま

せんけれども、新定係港を早く決めろ、決めなけ

ればならぬという問題は、第一に四者協定のたて

まゝから考えましても、それから佐世保における

五者協定の面から考えましても、当然一刻も早く

急がねばならぬわけでありませぬ。また、そういう

協定がなくても、政府自身として一刻も早く定係

港を決めたいということは申すまでもないこと

でございます。

そこで、実は鋭意その定係港の選定に当たり

たいと思つておりますが、「むつ」の問題としまして

は定係港でございませぬが、いままでのいろいろな

経緯から考えまして、やはり定係港の選定につ

いては、一番大切な問題は、地元の方々と安全性を

中心として受け入れに関する御理解が十分成り立

つということが先決問題であると考えておられる

わけでございます。

そうしますと、この御理解を得るといふこと

につきましては、いろいろお話し合いをしていき

ます場合に、疑問もいろいろあるいは不安な点もあり

いろいろな問題が出てまいりと思つて、われ

われとしては、全力を尽くしまして御理解を願

う、また御理解を願わなければ定係港というわけには

いかぬと考えておられるわけでございます。定係港と

いふ問題になりますと、もちろんいろいろ実際の

設備その他の条件も要りますし、あるいはこれに

伴つて、理解はしたが、それでも万々一何かがあ

つた場合にはどうするかというふうな点もありま

す。私は、第一の問題の理解を得るといふこと

と考へておられますが、いかにせん、この第一の御

理解を得るといふ問題がやはり非常に困難な問題

るのではないかと考えております。

ただ、率直に申し上げますと、やはり急がば回

れといふことございませぬ、このむづかしい問

題に真つ先に取り組んで、そうして後々そういう

付随的な条件が解決されていくというふうな順序

をとつていかなければ、本當の新定係港の選定と

いふことはむづかしいのじゃないか、このように

考へているわけでありませぬ。したがつて、非常に

急がねばならぬ、一刻も早く急がねばならぬ問題

ではございませぬが、最初の第一の難関を突破いた

しますために、非常な困難を伴ひあるいはそのた

めに日にちも要すると思つておられるので、その辺はま

ことに申しわけない、われわれの立場としても非

常に苦しい立場におりますけれども、何とかして

とが合意されているわけです。これが遅々として進まない。住民の理解を得るためには安全性を確保しなければいけないのでしよう。現在原子力船「むつ」が長崎にもう行っているのに、こういう避難道路が完成をしていない。理由はいろいろつけられるでしょう。しかし、なぜそういう困難を排除して約束どおりこの問題を早期に解決しようとしたのか。これは私が建設省なんかへ行つて聞いてみても、このいわゆる四者協定の趣旨というものは全然徹底されておられませんよ。長官、どうなんですか。これであなたは、急がば回れという住民の理解を得るための努力をなさつた、こういうふうには言い切れますか。

○山野政府委員 四者協定の中に、確かに先生御指摘の道路整備事業があるわけですが、この道路整備事業につきましては、「田名部」大湊間の道路整備事業に、昭和五十年以降すみやかに着手する。」となつておるわけですが、政府としては、昭和五十年から主要地方道のむつ川内線、これは田名部と大湊のバイパスでございますが、これに加えて都市計画の街路、つまりこの主要地方道への取りつけ道路、この二つの整備事業に着手しておるわけでございます。このうち都市計画の街路事業の方は当初六年計画でスタートしたものでございますけれども、現在青森県内の事情によりまして完成が二年ばかりおくれるといったふうな事情にございますけれども、協定に従つての道路整備事業というのは、現在着手して実行中であるということでございます。

○古寺委員 着手して、少しでも用地を買収するなり工事が進んでいけばそれで済むという問題じゃないでしょうか。では、いつまでにそれを完成する予定なんですか。

○山野政府委員 バイパス工事につきましては昭和五十六年度までに、それから街路工事につきましては昭和五十七年度までに完成するという予定になっております。

○古寺委員 これは協定書の中には具体的に盛ら

れてはいませんが、いわゆる避難道路としての道路なんです。現在「むつ」がもう佐世保へ入院しているわけですよ。それでもなおかつ避難道路がこういうふうには遅々として進んでいない。当初計画よりもずっとおくられているのです。こういうことで、急がば回れと本当に住民の理解を得るために原子力行政を一生懸命進めているというふうには受け取れないのです。長官、どうでございますか。長官の御意見を承りたい。

○熊谷國務大臣 住民の理解を得るために、急がば回れであっても、ひとつそういう理解を得ることに努めたいということをお申し上げましたが、これは直接「むつ」を対象にした問題ではないわけでございます。

それから、「むつ」の問題につきまして、船もあつて出港がおくれ、後の始末もまたそういう状態でもまだ済んでおりませんし、また、お話にありましたような道路の問題などもなかなか十分に御趣旨に沿つたような結果にはなっていないかもしませんが、決して私どもはそれをおろそかにしているのではありませんので、これはひとつできるだけ早く完成するなり、あるいはいろいろな措置がとれますように努力してまいりたいと思ひます。

重ねて申し上げますが、決して「むつ」を対象として急がば回れということでは母港を選定しているのではありませんので、この辺も改めて申し上げておきたいと思ひます。

○古寺委員 それではもう一点お伺いしますが、原子力安全委員会というのが十月四日からスタートしたわけですか。安全委員は決まったのですか、どうですか。

○牧村政府委員 ただいま政府案を決めまして、両院の御承認をいただくために国会に提出しておる段階でございます。

○古寺委員 それでは今日まで、十月四日に発足したものがこれから国会の承認を得る、こういうふうにおくれた理由は何ですか。これも急がば回れですか。

○牧村政府委員 今回の人選は、原子力委員の一部の方と安全委員五名の方、非常に大人数の任命につきまして国会にお願いしておるところでございます。この政府案を定めて御本人の御了承をいただく、その上で国会に提出していただくわけでございますが、その御本人の了承を得るための経過におきまして、ごく一部の御了承が得られなかつたことが国会承認を求めます時期がおくれたいというふうな形になつたかと考えております。

○古寺委員 結局、人選の問題があるのでしょうか。どうなんですか。

○熊谷國務大臣 最初に申し上げますが、急がば回れと申し上げましたことは、新定係港の選定につきまして、まあ比較的いままで問題にされるべくしてされなかつた地元に対する御理解を得るということをお先に、それが急がば回れという結果になるのではないかとということで申し上げたわけでございます。今回の人事の問題について、何も急がば回れというふうなゆくりしたつもりでいたわけではございません。大変微力でございますが、国会の御承認を得る時期がおくれまして、ことについてはまことに申しわけないと考えております。

人選の問題があるかないか、これは国会で御審議になる問題でございます。私どもはこれまた微力ではあります。いろいろな見地から十分慎重に検討をいたしまして、安全委員会の発足の御趣旨に沿つたように微力を尽くして選考してまいつた次第でございます。

○古寺委員 これはやはり国会の意見を十分に尊重して人選を進めたいということに私は問題があつたと思つたのです。

先ほどから、原子力船「むつ」の四者協定の話も含めて、わが国の原子力行政の姿勢と申しますか、いままでの経過についていろいろ指摘をしておいてまいつたわけでございますが、こういうふうないわゆる安全性の確保という問題については国民は非常に深い関心を持っております。特に青森県民あるいはむつ市民は、なぜ、この原子力安全

委員会というものが十月四日に発足をしたのにまだそのメンバーが決まらぬのですか。こういうふうには私どもに言われるわけでございます。そういう国民の理解を得るためには、こういう問題についてやはりもっと慎重に国民の理解を得られるような原子力行政の進め方というものが必要ではないか、こういうふうには私共も考えております。今後の長官の原子力船「むつ」の四者協定の履行に対する決意と、それからまたこれらの残された懸案の問題に対する長官の決意を承つて、質問を終わりたいと思ひます。

○熊谷國務大臣 いろいろお話がございましたが、各種の御発言の内容につきましては、十分その御意見を尊重いたしまして、極力御意見に沿つように努力いたしたい、かように考えております。

○岡本委員長 次に、瀬崎博義君。

○瀬崎委員 「むつ」の問題についてお尋ねをしたいと思います。

まず、改めてお伺いをしますが、「むつ」は去る十六日、佐世保に入港をしております。青森県で四年前に約束されたこの四者協定は事実上履行されなかつたわけでありまして、もう時期おくれであることは明々白々なことなんです。それでも政府は今回のこの佐世保回航を四者協定の履行の一環である、このように見ているわけですか。

○山野政府委員 四者協定には新定係港の決定と現定係港の撤去がうたわれているわけでございますけれども、私どもは、この内容を實質的には原子力船「むつ」が大湊港を出港するということ、それから現在陸上にございます各種の付帯施設というものが今後永久に機能を停止するということが実現が確保されるというふうなことを考えております。そういう意味合から、四者協定の履行に直に結びつくものではないと思ひますが、事態としては大いに関連はあるというふうなことを考えております。

○瀬崎委員 それでは今度のこの佐世保回航は、「むつ」から見た場合には本格的な母港撤去への

一步だ、こういうふうな理解をしていいの、それとも一時出港だというふうな理解に立つの、いいの、どちらですか。

○山野政府委員 この母港撤去問題につきまして、科学技術庁、事業団と地元の当事者といろいろ話し合いをしておるわけですが、地元の方の御意見も、まず「むつ」を修理港に運んで修理を早く進めてほしい、それから今後この定係港の撤去問題は関係者で話し合いますよという姿勢でおられるわけですが、定係港撤去の一方の段階として青森の地元の当事者も考えておられるというふうな考えです、これによって四者協定が履行できた、履行できないという問題ではないと思いますが、そういう意味合いで非常に関係は深い、こう申しておるわけですが。

○瀬崎委員 私が聞いているのは、地元がどう受けとめているかということを知りたいのではなく、少なくとも相当大仕掛けな、国費をかけて大きな修理をやり、将来出力上昇試験等々のいろいろな難問が控えているわけですから、政府側はそれなりの長期的な展望は持っているから、政府側はそういう政府のプランから見ると、今回のこの佐世保回航は本格的な母港撤去への一歩というスケジュールに組み入れられているのか、一時出港という考え方の上にならなければならないのか、そこを聞いておるわけなんです。

○山野政府委員 今後の仕事の段取りを考えますれば、いま船は修理港に入りまして修理に着手したわけですが、今後の最も重要な課題というのは新定係港の選定作業になるかと思えます。そういう意味で、新母港決定への第一ステップかという考え方もできようかと存じます。

○瀬崎委員 政府はもともいろいろな修理方法を考えていたわけですが、最終的には核封印方式になったわけですね。この方向転換に当たって山野局長も、現時点でも上ぶたを外した方が作業性はよいと判断しているが、地元の事情を考慮したと本委員会でも答弁されているわけ

です。具体的に修理が目の前にきたわけであり、す。「むつ」修理について地元あるいは国民的な理解が得られないからといって、このような政治的配慮に基づく修理になってきているわけですが、そういうことが本当に科学的に見た場合、原子力船開発にとってプラスになると考えていますか、マイナスになると考えていますか。

○山野政府委員 私どもは、「むつ」の遮蔽改修に当たりまして、圧力容器の上ぶたを船外に持ち出して修理をしましても修理作業の安全性は十分に確保し得るというふうな確信をいたしておりました。また、そのことは各種の機会を通じて長崎県、地元の方々にもよく御説明をしたのでござい

ますが、最後の段階で長崎県側の方から、「むつ」を修理港の方に回航するに当たっては、やはり遮蔽改修を上ぶたをとらないでやるという方向に変えてもらった方が地元の理解、納得が得られやすいからというお申し出がありました、私どもはその段階で、理論的には先ほど申し上げたとおりでござい

ますが、これは受け入れていただく地元の事情も十分勘案しなければならぬわけですが、そのお申し出に従ったわけではございません。しかしながら、「むつ」というものの内容を、たとえばこの圧力容器の上ぶたをとらないで作業をしても安全であるといったようなことを含めまして、十分に関係の方々との理解をいたすという努力は今後も続けてまいりたいと考えております。

○瀬崎委員 私が聞いたことに答えてもらえばいいのですが、政治的配慮に基づいて封印方式で修理することで船を回した。いまそのスケジュールが進められておるわけですが、これを日本で初めての原子力船開発という科学的、技術的な立場から見て、プラスだと考えているのか、マイナスだと考えているのか、そこを答えてほしいのです。

○山野政府委員 私どもの立場からいたしますれば、この修理の作業性を損なうということ、それからまた、場合によっては地元に対する誤解を招くかもしれないという点、その面では必ずしもプ

ラスであるとは考えておりませんが、しかし「むつ」の開発を再び軌道に乗せすためにはある程度はやむを得ないことではないかというふうな考えております。

○瀬崎委員 今日、われわれとは立場を異にするような専門家や技術者の方々の指摘の中にも、科学技術の進歩という立場から言うならば、確かにその過程においていろいろなエラーが出てくることもあるであろう、しかしそういう場合に、これを「むつ」に当てはめれば、原子炉の改修とい

ますか、修理そのものを急ぐというよりも、原子炉内の検査や原子炉の欠陥、今度の遮蔽の欠陥、こういうことの原因究明、あるいはまた現在はまだ発見されていないがほかに欠陥があるかもしれない、そういうものの究明ということを優先させるのが正しいのではないか、こういう指摘があるのですが、こういうことに対して、価値ある意見だとは思いませんか。

○山野政府委員 「むつ」の原因究明につきましては、過去科学技術庁、運輸省合同の調査団をして行ったところでもございまして、また総理府に設けられましたいわゆる大山委員会においてもいろいろ検討を願ったところでもございまして、私もその反省の上で現在進めておるわけではござい

ますが、それだけで済んだというわけではなくて、今後ともあらゆる機会に「むつ」の教訓というのを想起しながら進めていかなければならぬと考えております。

○瀬崎委員 大山委員会にいたしましたも、もちろん貴重な提言はされておるけれども、しかし、この原子炉の中そのものを点検したわけでは全くないわけですね。こういうことで総点検をやるこの機会に、本来ならば形だけの修理よりも一番心

臓部をちゃんと中まで点検する、こういうことの方かもし科学的に見るならば価値あることではないか、こういう意見があるのどうかということをお聞かせいただけますか、これは直接担当される事業団としてはいかがですか。

○倉本参考人 その点につきましては、遮蔽改修、

総点検の段階におきまして放射線漏れの原因がどういうところにあつたかという点の究明もいたしておりますし、また総点検の方におきましても設計の見直しあるいは現在の技術に基づき機器等の点検等についてはこれから実施していこうということでもございまして、現在事業団におきまして三年間、また今後の改修段階においても、それらの技術的な究明、将来の布石になるような点については十分検討、そういう心構えで対処いたしております。

○瀬崎委員 しかし、どう言ってみたらところで総点検の中に一番肝心な原子炉の内部点検が入れないことは事実なんでしょう。

○倉本参考人 炉心の設計等につきまして、ソフットの面からの点検はいたしますが、ハードの部分につきましては現在点検をするという考え方は持っております。

○瀬崎委員 私どもがもし修理という問題とはつきり切り離して、ともかくにも今回あいつ失敗を繰り返したその原因究明、これまでの開発がよかつたかどうか、点検に限って一遍やらせてほしいというふうな国民に言つて出た場合は炉心の点検は可能になったのではないか、こういうふう

に私は思つたりするのです。こういう点でいままて政府及び事業団でやつてきたことは順序が逆さまであった。そして、なおまたこの逆さまの順序のまま押し通そうとしているところに重大な問題を私は感ずるわけですね。これも私どものように改めて原子力船開発が有意義かどうか検討した上でと言っている立場と異なる専門家の御発言ではありますけれども、直接私どもの聞いた御忠告なんですね。大体「むつ」の原子炉が古いということ、これまでも本委員会でも何回か論議してきておるわけでありまして、直接「むつ」の建造にタッチした人あるいは原子力関係の学者も相当数の人がそれを指摘しているわけですね。具体的にこう

いお話がありまして、「より新しいもの、より新しいタイプでの実験でない」と意味がない。「むつ」をつづけるならば、この際新しい炉をつづけるべき

で、今のままで一体、何を第二船に引きつぐのか」と漏らしていらつしたわけですね。私どもはいま直ちに新しい炉を載せて「むつ」の修理を進めなさいとは思っておりませんけれども、しかし、こういう意見があったことも事実なんです。こういうことについて、政府というよりは事業団ですね、まずどういふ見解を持っていらつしやいますか。

○倉本参考人 技術の開発のやり方には、技術者の方々、科学者の方々、それぞれ御意見があるかと存じます。私どももいたしましては、やはり「むつ」の開発という与えられた使命をまず達成するということ、またその達成の過程におきまして「むつ」をとにかく十二分に活用して、その次の原子力船への布石としたいということ、現在この第二次炉心等についての調査等も開始をいたしております。

御存じのように「むつ」の原子炉は軽水型のものでございまして、この軽水加圧水型であるということについては、現在諸外国において開発されておりますものにつきましてもその基本的な考え方においては差はないということで、この加圧水型の炉を船舶に積むということから得られるものについては「むつ」の原子炉で十分その役目は果たし得るといふぐあいに考えております。

○瀬崎委員 大体新しいものを開発していこうというのに、新しい意見に耳を傾けようと思わない事業団のそういう答弁では遺憾千万だと思つたのです。これでは将来「むつ」を修理してもうまくいかないのじやないかと思うのですが、その証拠に、ある新聞にもこういうことを書いてありますよ。「結局は従来通り札束にモノを言わせる代償措置が講じられ、解決することになるのだろうが、そこで出てくるのは、こんな年月をかけた、巨費を投じてくるのに一体意味があるか」という疑問だ。十五年前の事業団発足の際には、今にも世界的に到来するような触れ込みだった原子力船時代は、一向にやって来ない。性急な廃船要求には同調できないとしても、どんどん旧式化しているに

違いない「むつ」に、政府の意地と関係業界の利害以外、どれだけの意味があるか、明快な答えが必要だ。「むつ」が佐世保に回航されたこの時期に、皮肉にもこういう論調が出てくるわけですね。

ということ、いまの倉本事務のそういう答弁にもかかわらず、国民はそのことをちつとも理解していない、むしろ逆に疑問を深めている、こういうことの証明ではないかと私は思うのですが、そういう率直な受けとめ方も政府にとって必要なじやないですか。これは長官にお尋ねしたいと思います。

○熊谷国務大臣 先ほど来いろいろお話を承っておるわけですが、私も技術的なことはほとんどわかりませんが、ただ現在の段階におきましては、何としましても遮蔽の改修工事並びにいま考えられますあらゆる点検をやっていくということ以外に道はないかと思うわけでありまして、あるいはまただんだん点検が重なってまいりますと、現在考えております以外にも点検なしは修理を要する場所が出てくるのかもしれない。そこはいま想像されませんが、それに第一、本当の出力上昇試験をやってみなければ、改修は別として全体的に本当の目的を十分達したとは言われぬわけにございまして。しかし、残念ながら現在の段階では上ぶたをとらないままの改修並びにいろんな点について住民の方々の御理解のいくような方法の範囲しかできないわけでありまして。

そこで、先ほどから皆さんのお尋ねにお答えしておりますように、一日も早く新定係港を決定したい。そしてその新定係港におきまして岸壁における出力上昇試験も行いたい。またあるいは、いま気づかないような点が出てまいりましたときも、あらゆる点、完全でない点があれば安全にして、現在ここまでするいろいろな犠牲を払ってございけてまいりました原子力船「むつ」をとにかく原子力船として運航できるところに早く持っていくことしか道はない。日本の原子力船を開発していくとすれば、現実的な方法としてはその道しかないということ、新定係港の選定を非常に急いでい

るといふこととございまして。

○瀬崎委員 今度の「むつ」修理の契約の問題について、先ほど答弁がありましたね。これは私も閉会中審査でも尋ねてあるわけでありまして。そのときに、原船事業団側は科技庁と相談中であるというふうな話でした。先ほどの答弁によれば、来年度五十五億の債務負担行為の要求をしておるので、そういうことの決まりぐあいを見た上で契約とおっしゃるのですが、しかし少なくとも船をもうSSKのドックに入れてしまっているわけですね。もし入渠以前に何らかの基本的な合意がないとすれば、もし政府の決めた枠内での契約が不可能になった場合、また出ていって別の造船会社を探さなければならぬという事態が当然起こってくるだろうと私は思うのです。だから、逆に言うならば、SSKにドック入りしたというこの事實は、当然のことながら政府の了解の上に立って事業団が関係会社との間にこの修理契約について基本線の了解はとつてある、こゝろを見るを得ないと思つたのです。

そこで、今回の修理に当たって関係するのは三菱原子力工業、それから石川島播磨重工業、そして佐世保重工業になるわけですが、この三社の関係は一体どこが事業団との契約当事者になってくるのか、どこがその下請関係を持つのか、あるいはまた、どの部分をSSKが受け持ち、どの部分を三菱が受け持つのか、横割りですね、そういうふうな点ぐらひははっきりさせていたいただきたいと思つたのですが、いかがですか。

○野村参考人 前回の閉会中審査のときにも先生の御質問がございましたが、そのときにお答えいたしましたように、基本的には、SSKと石川島播磨とそれから三菱原子力工業、この三社が協力して修理をやるということに実質的になっておるわけにございまして。

ただ、契約の現在の進行状況を申し上げますと、先ほど専務が申し上げました五十五億、三カ年間の国庫債務負担行為、これは要求中の数字でございまして、また政府の査定ベースでも決まったわけにございまして。

けはございませぬが、私どもはこの要求額をぜひ取りたいと思つております。ただ、契約の事務そのものにつきましても、いろいろと三社と私ども事業団と打ち合わせをしておりますが、実ははっきり申し上げますれば、佐世保重工の担当重役等がかわつたりなんかいたしまして詰めがなかなか進んでいないという状況はございまして。したがって、まだ契約の形態をどうするか、その三社の関係がどうなるのかということ、残念ながら決まっております。ただ、前回も申し上げましたように、各社の責任の分担、責任の分野はあくまでも明確な形でやりたいということ、いまその下準備の相談を進めておる、こういう状況でございまして。

○瀬崎委員 たまたまこの間に佐世保重工の再建問題という相当大きな問題が起りましたね。このことと関連して、五月二十五日の本委員会、原子炉設置の許可に関する安全審査の問題に關係して経理的基礎の問題を私が質問しております。当時、退職を強要した労働者、従業員に対して退職金も払っていない、資金繰りもつかない、こういうふうな企業が経理的基準に合格し得ると見ているのかどうか。これに対して熊谷長官は、一般的な設問として答えるがという条件つきではありましたが、いろいろ経理的には私が指摘したような欠陥、そういう欠陥のある相手を対象として契約することはできないかと明言をされておるわけですね。いまはしなくもおつしやいましたように、役員もまたかわつてきた。したがって、詰めがしにくいのは当然だと思つた。一定の蓄積がなければならぬと思つた。入港していてもまだ詰めができないようなことだかどうもSSKの中にあるようですね。

さらに、この間も労働基準局から警告か注意を受けておりましたね。社員を研修と称して残業手当を払わないまま時間外拘束もしておつたというふうなことも起こつておるし、また、その後も人員整理が強制されているし、賃金カットが行われているし、こういう不安定な状況のSSKについて

て、長官いかがですか。この五月の時点の御判断は変え得るとお考えですか。やはり当時と同じような判断で見つらっしゃるのですか。

○熊谷國務大臣 原則として、先ほどおっしゃいましたとおりでございます。ただ、佐世保重工の現状がどういふ状態であるかという点についてはつまづらかにしておりましたので、その点もし御必要があれば事業団の方から報告させます。

○瀬崎委員 あくまで五月時点の国会答弁の基本は変わらない、こういうふうには私に理解をしておきたいと思っております。時間の関係がありますが、もう少し聞いておきたいことがあるのです。それは先ほど来保安規定二百三十四条ただし書きが問題になっております。このただし書きを認可した政府側は、どこにその根拠を求めたわけですか。

○牧村政府委員 保安規定は、規制法の三十七条の規定に基づきまして、原子炉設置者が保安規定を定めて、これを総理大臣の認可を受けなければならぬという規定があるわけでございます。また、これを変更しようとするときは同様とすという規定がございます。その保安規定の中身につきましては、規則等でこういうことを置く必要があるということになっておるわけでございます。

○瀬崎委員 いやいや、冷態停止だからいいんだという、その科学的根拠はどこにあったんですかという事です。

○牧村政府委員 「むつ」の安全審査におきまして、原子炉が冷態停止の状態では仮泊する場合には、離隔距離等の規定は考えなくてよしいという安全審査会の結論が得られておるわけでございます。その結論を踏まえて設置の許可をなされておるわけでございます。今回、佐世保の修理港に参りましたに当たります、原子炉は冷態停止の状態に置くことになっておりまして、その離隔距離等を定めた規定は適用しなくてよろしいというただし書きを入れて、事業団

から変更の届け出が出たわけでございます。これを内閣総理大臣の方で認可をしたということでございませぬ。

○瀬崎委員 その安全審査の結論というのはいつ出ておりましたか。年月だけ……

○牧村政府委員 四十二年十一月十五日に安全審査が行われたものでございませぬが、その後いろいろな変更等が行われておりました。その際に、この状態のことにつきましては原子力委員会にも御報告し、御了承を得ているところでございます。

○瀬崎委員 それでは四十二年十一月のドック入り想定して冷態停止であればよろしいの規定を除外してよいという、そのときのドック入りというのはどういふ事態を想定しているわけですか。

○牧村政府委員 安全審査書の中に、そのときの状況は「本船の入渠は、原子炉が冷態停止の状態で行なわれるので、重大な原子炉事故が発生することは、全く考えられない。したがって、入渠に關しては、在来船と全く同じであり、特別な考慮を必要としないものと認める。」という趣旨の御判断をいただいております。

○瀬崎委員 私が言っているのは、四十二年当時、恐らくそれはもちろん佐世保などということには全然念頭がない時期にわざわざこういう安全審査の結論が出ているのはどういふ事態を想定したからかと聞いているのです。

○牧村政府委員 原子力船の運航に当たりましてはいろいろな状態があるわけでございますが、たとえばいつこの前まで「むつ」におきまして見たような冷態停止の状態、これは引き続き佐世保港においても同じような形で停泊するわけでございますので、そういう冷態停止という状態につきまして安全審査会で検討されて、先ほど申し上げましたような結論に達しておるわけでございます。

○瀬崎委員 結局、今回のこういう佐世保入港という事態がなかったとしたところで、もし「むつ」が動いておればいやおうなしに定期検査等は起こってくるだろうと思うし、そういういろいろな事態を想定してのことであろうと私は思うので

す。それならそれで、本来はいまの保安規定にただし書きが必要なら、最初からだだし書きがついておるべきものだ。何も今回佐世保に行くときだけわざわざつける必要はなかったのではないかとするならば、なぜいまままでつけなかったものを佐世保に向かったときに改めてつけたのか、この疑問が出てくるのです。特別な事情があったのですか。

○牧村政府委員 原子力船「むつ」は当初の考え方として、定係港を含めまして出入港いたします場合には、基底負荷として約二〇％出力の温態停止という状態で行入港することを通常考えておるわけでございます。そういうことを前提として保安規定が作成されたわけでございます。このことが、四十九年の放射線漏れを契機といたしましてむつにおいて長期の冷態停止を維持したわけでございます。この間、何ら問題はなかったわけでございますが、むつは本来定係港としての役割りを持っておりまして、その場所を考えますと、十分な離隔距離等も当然持つておるところでございます。そこでその他の変更を行いたまうときに、最小限の変更を行ったというのが現状であつたわけでございます。

○瀬崎委員 時間が来ておるのですが、あとの方の時間でも少削減してもらいますので、もう一、二問お願いしたいと思いますけれども、冷態停止というものは、もともと「むつ」にとつて想定していなかったということなんです。そういう意味では、冷態停止の状態とかあるいは温態停止の状態とかいふふうなものについて、厳密な定義が国民に対してちゃんとはつきりさせられているのかどうかということは大いなる問題だろうと私思うのです。

○牧村政府委員 今回、大湊から佐世保に移るに当たりまして、安全審査書に書かれた評価の決定をただし書きにつけ加えたということが現状でございます。

○瀬崎委員 設置許可基準には、原子炉施設として原子炉本体とその付属施設、原子力船の場合ですと、陸上施設が伴わない限りは原子炉設置は本来認められないものじやないかと思うのですが、いかがですか。

○牧村政府委員 「むつ」のような設計の原子力船が新たに設置許可の申請を受けた場合に、定係港を持たないで申請がございました場合には、設置の許可にならないと考えております。

○瀬崎委員 それでは、当初の設置許可の段階では、確かに有効な陸上付帯施設、つまり定係港はついておったけれども、途中でその陸上付帯施設が欠落した、定係港がなくなつたという事態になつたときには許可は取り消しになるのが普通

で定義された原子炉に当たるとか当たらないのか、どちらですか。

○牧村政府委員 お答えする前に、先生が御確認されたことにつきましてちよつとつけ加えさせていただきます。

○瀬崎委員 「むつ」につきまして、冷態停止の状態は通常考えていなかったかということでございます。原子力船が修理等のためにドックに入るような場合は冷態停止にしないで安全審査の中で言われておりました。そういうときには冷態停止にせずとも考慮されておりましたので、冷態停止の状態も原子力船「むつ」の場合に十分あるということとをまず補足させていただきます。

○瀬崎委員 いま牧村さんがつけ加えたことによつてまた矛盾が生じるのです。もともと修理等のためにドック入りするときは冷態停止でなければならぬ、それがあつたから、安全審査でこの冷態停止のことをうたつてある。それだから、今回佐世保に行くに当たつて、この冷態停止のただし書きをわざわざつける必要はなかったわけなんです。全くあなたの答弁は先ほどの答弁と合わないわけなんです。要らないことを言わない方がいいのじやないですか。

○瀬崎委員 今度はその設置許可基準には、原子炉施設として原子炉本体とその付属施設、原子力船の場合ですと、陸上施設が伴わない限りは原子炉設置は本来認められないものじやないかと思つておるのですが、いかがですか。

○牧村政府委員 「むつ」のような設計の原子力船が新たに設置許可の申請を受けた場合に、定係港を持たないで申請がございました場合には、設置の許可にならないと考えております。

じやないですか。

○牧村政府委員 私どもはそれは考えておりませんで、現在むつにおきます母港の機能が一部停止してありますが、これはたとえばドックに入るときに冷態停止であれば安全であるという評価もいただいておりますので、冷態停止ということとを条件にすれば設置の許可を取り消す必要はないと考えております。

○瀬崎委員 冷態停止の場合にはいま言われましてような特例が認められるということは、一体法律上のどこにうたわれているのですか。

○牧村政府委員 そのような条件を担保するために保安規定等があるわけでございまして、今回佐世保に参りますときに冷態停止を守ることが事業団として決めさせまして、その上で私ども認可をしているということと十分担保できていると思っております。

○瀬崎委員 私は担保とか担保でないということを書いておいては、いわゆる規制法の許可基準に明記されている完全な付帯設備を欠いている場合に、なお原子炉の設置許可が許されるのかと言っている。それに対して牧村さんは、冷態停止が守られる以上は安全は担保されるのだからそれはいいのだ—それは技術的に言えばそういうことは言えるでしょうけれども、設置の法的要件を欠いているにもかかわらず特例扱いを受けるというこのことは法律のどこにあるのか、こう聞いているのです。法律上の問題を聞いています。

○牧村政府委員 法律にそのことを明らかにした状況ではございませぬけれども、私どもは、「むつ」が放射線漏れを起こしまして母港に帰りましたときの状態というのは、非常に不可抗力的な事情があったかと思っております。そういう点を考えまして、原子力の安全性を担保する意味で、冷態停止であればドックに入りましてよろしいということになっておるわけでございまして、それと同じような状態に保つことによりまして、陸上付帯施設の一部の機能が一時的に停止しても安全上問題ない判断したわけでございまして、したがって

まして、今回長崎に参りましても同様な状態に参るわけでございまして、所要の設置変更の許可を行い、あるいは保安規定の改定を行ったということとでございます。

○瀬崎委員 ためめな答弁をしてはいけません。もう一度「むつ」の定係港については機能を一時的に停止しておいても、これは法的にはどうもないと言われるけれども、四者協定では機能の永久停止になっているわけですから、これを法的要件を備えた完全な定係港などというのには牽強付会の説ではないかと思っております。

それから、いま言われたように、不可抗力で起こったからこの「むつ」だけは法律外の扱いをしてもよいのだ、こういうふうなお話がありました。そんなことは法治国家では許されません。もしそうだとするならば、そういう事態が起こったことに合わせて法律の改正案を国会に出して、国会の十分な審議を経て、法律的手続に従って「むつ」の修理ができるようにする、これが本来のありべき手続だろうと私は思うのです。

時間の延長はもうこれ以上許されせんから、そういうことを強く申し上げて、私は最後に一言結論だけ申し上げておきたいと思っております。

「むつ」が事故を起こしてすでに四年間たつたわけでありまして、この四年間が一体有効に使われたか、それとも空費されたか、これはいまの時点で振り返ってみる必要があると思っております。もうすでに、いまのわずかな時間のやりとりだけでも、四者協定は履行されていない。また今後履行される保証もない。それから最悪の修理法、核封印修理ですね、こういうふうなことになるを得ない。不十分な点検、修理になるといことは答弁でお認めになったとおりであります。それから契約方式についても、SSKの役員交代等で煮詰めが十分でない。それから私は触れたかったのであります。国会で政府が答弁しているMAPI、三菱原子力工業の責任問題は具体的に一体この修理に当たってどうなっているのか、こういう問題もはっきりしていない。それから冷態停止

を口実にして、本来なら法改正が前提になつていなければいかぬと思ういろいろな特例扱いもそのまま今日に及んでいる。それから出力上昇試験の保証がないままの修理だということにも何ら変わりがない。結局「むつ」は回航されたが新定係港は決まっていらない。こういう事態も変わりありません。これはきょうのこの論議の中で明らかになつたことですが、そのほかに本来「むつ」の開発の意義があるのかないのかというこの大問題、原子力船の研究開発、安全審査、この体制そのものに欠陥があったのではないかとこのことに対して、別段これといった前進的結論が出たものではない。この間やつたことと言えは原子力行政の改革だけでしようけれども、この場合も、われわれから見れば、すでに指摘したとおり、むしろ大きな後退があったと言わざるを得ない。そういうわけですから、私は、いよいよ具体的に修理に着手しようとするに当たって、重ねてこの際提言をしておきたい。

というのは、「むつ」の研究開発、建造に当たつた皆さんの専門家や技術者がいらつしやるわけでありまして。学術雑誌としては船用機関学会誌で「むつ」建造に当たつたの特集号も出ているわけでありまして。ですからこの際、これらの多くの専門家などで特別の審議会、つまり「むつ」に關係した方々、「むつ」に関心を持っている方々で改めて審議組織を設けて、そこで「むつ」をこのまま修理していくのがいいのかどうか、本来原子力船をも手がけるとするならばどういふふうな方針、どういふふうなプランでやるべきものなのか、体制はどうあるべきものかということを検討すべきではないか。私はいまからでも遅くないように思っております。長官、いかがですか。伺つて終わりたいと思つております。

○熊谷国務大臣 ただいまは既定の方針で進んでまいりますが、いまいろいろお挙げになりましたことにつきまして十分考えたいと思つております。

○岡本委員長 午後一時四十分から再開すること

とし、この際、休憩いたします。

午後一時十三分休憩

午後一時四十五分開議

○岡本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。日野市朗君。

○日野委員 科学技術庁では、たてまとしていろいろな官公庁、それから民間というところまで含めて、一体どのような研究が行われているかというふうなことをできるだけ知ることが望ましいというふうなことを考へるわけですが、この点についての考へ方はいかがでしょうか。

それから、日本の国内でどのような研究開発が行われているかということと把握する方策をどのようにして立てておられるのか、その点について伺いたいと思つております。

○大澤政府委員 お答え申し上げます。

当然のことでございますけれども、科学技術政策を企画立案するに当たりまして、広く国立試験研究機関なりあるいは民間の科学技術活動の現状というのを的確に把握していくことは基本的に大変大事なことでございまして、このために科学技術庁では、まず国立試験研究機関につきましても、再々申し上げることでございまして、総合調整官庁としての科学技術に関する経費の見積り、更新調整ということを毎年予算の要求段階でいたしておるわけでございまして、このときに関係の各省庁からヒヤリングをすることとあるいは資料の提供といったようなことがございまして、これを通しまして国立試験研究機関の研究開発活動等につきましても詳細に情勢を把握いたしております。それからまた、随時必要な研究テーマ等を調査審議しますときには、関係各省庁との連絡会というふうなものを持ちまして、それを通じて関係省庁の研究活動なりあるいは関係省庁が掌握しておりますところの民間の研究活動なりについての様子も知ることがで

きますし、またそれを通して情報を収集することもできます。

それから、民間自身につきましては大きい調査が一つございます。これは総理府のいわゆる国全体の研究活動の調査というのは指定統計でございます。これは大学、国立試験研究機関、それから民間の研究機関等すべてを通じての調査でございます。これは指定統計調査でございますので、年一回決まった形でやっております。これで大勢の把握ができるわけでございますし、また必要な場合にはそれらの個票をいただいで、統計法上の支障のない範囲での集計その他のことを必要業務に応じてやっております。

そのほかに、指定統計はそういうことで決まった項目でございますので、ある特定の問題を検討いたすために、毎年と言っていると思っておりますが、計画局におきまして民間の研究活動の調査を実施いたしております。これはその年々主題の方法を変えてと申しますが、ねらいを変えて調査をいたしておりますが、その結果は科学技術庁の公の出版物に載せて皆さんの利用に供するというようなこともいたしております。

それから、これはどこにでもあることでございませぬけれども、当然のことながら科学技術会議あるいは原子力委員会等々、当庁の審議会におきましては学界、産業界等広い人々を集めておりますので、それらの審議を通じてそれぞれの情報が入ってくるというふうな仕組みになっておられるわけでございます。

○日野委員 わが国内におけるそういった研究活動については、ほぼ掌握しているというふうな何ってよろしゅうございませぬか。

○大澤政府委員 大勢につきましては掌握をしております。なお、個々の問題につきましては、そのときどきの調査をいたしている事項については掌握をしておるといふことでございませぬが、毎年毎年のいろいろな細かな問題まで全部掌握してないというふうなところは多少あるかもしれませぬ。

○日野委員 科学技術庁で科学技術に関するいろいろ

的な政策の立案をやる場合に指導的な目標となるものは、昭和五十二年五月二十五日の科学技術会議の諮問第六号に対する答申、これが現在用いられていると理解してよろしゅうございませぬか。

○大澤政府委員 さようでございます。と申しますのは、科学技術会議は、その職掌といえますが所掌柄、長期的な日本の科学技術政策の基本について仕事をするといふところでございまして、いまおっしゃられました五十二年五月のものというものは、御承知のとおり石油ショック後の日本の方向が大きく変わってきたということによりまして、今後十年ぐらいい見据えた長期的な科学技術政策を定めようというところで諮問がございまして、約一年半ばかりかかれました作業の上でございました答申でございます。科学技術会議の答申につきましては、政府はこれを尊重してやるようにという規定がございまして、私も政府は長期的にはこれに従って科学技術政策を実行していくというふうな思っております。

○日野委員 諮問第六号に対する答申を見ますと、かなり広範な分野にわたって幾つかの主要な問題、それから課題を挙げておられるのであります。これらの課題とか目標なんですか、これはかなり広範なものがあつて数も非常に多いわけでありませぬが、これについてウエートの差といふものが優先順位といふものか、何かそういうものを設定しておられるのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○大澤政府委員 先生お読みいただいておりますのであれでございませぬけれども、ここに書いてございませぬことは、日本が資源に乏しい国であり、国土も狭いというふうなことから、将来を展望して必要な事項を書いてございませぬので、非常に広範でございませぬ。資源制約の克服あるいは環境、安全問題等生活環境の整備、国民の健康の維持、増進、あるいは国際社会との協調と国際競争力の維持、さらには科学技術会議といふものは大学のことまでも含めておりますので、大学等におきませぬ基礎科学の充実といったようなこ

と、これらはいずれもこれからの日本にとりまして大変重要なことでございませぬので、そういうことにつきまして個々に順位をつけたりウエートをつけておられない、いずれも今後十年間にはやつかないかなければならぬ非常に重要な問題でございませぬし、また私もそれに従って鋭意振興に努めていかねばならぬと考えているわけでございませぬが、実際上毎年毎年の予算を決めていくというときには、それぞれの研究につきましての達成の度合いと申しますか、簡単に申しますと、いまやっておりますか、あるいは十年という長い間のニーズの起伏というふうなこともございませぬので、それはそのときなりに割り切りをいたしまして、一つ一つ優先順位をいまして、重点というふうなものがある程度決めてやっております。

ちなみに、本年におきまして、これは結局調整局の方になるわけでございませぬけれども、各省庁の経費の見積りも方針の調整につきましては基本方針といふもので、そういうのを定めて、それに基づいて見積りも方針の調整をするということをしていただいておりますが、その項目を挙げて申し上げますと、一、エネルギーの確保及び有効利用に関する研究開発、二、食糧の確保と有効利用に関する研究開発、三、自然災害の軽減、防止に資する研究開発、四、健康の維持、増進に関する研究開発、五、宇宙、航空技術等先端技術に関する研究開発、六、海洋科学技術に関する研究開発、こういったような一つのブレイクダウンと申しますか、個々の目標を掲げてその年々の見積りも方針の調整をしております。これは太い線は六号答申の基本線にのつた上というところでございませぬ。

○日野委員 科学技術振興経費の見積りも方針の調整の際の基本方針というのは毎年新たにされるものでしょうか。

○園山政府委員 お答えいたします。毎年出しております。概算要求を各省庁が作成

いたしますのに間に合いますように大体七月初めの時点で基本方針をつくりまして各庁省に提示いたしております。

○日野委員 この諮問第六号答申に基づいてつくられたものだと思うのですが、エネルギー研究開発基本計画という昭和五十三年八月十一日に内閣総理大臣から決議を受けているものがございますね。これによりまして、これはエネルギーの研究開発推進に当たって非常に力を入れたというふうな点が見えるのです。非常に強力な力を入れてこのエネルギー研究開発に取り組むのだ、こういう点が見受けられるわけなんです。このエネルギー研究開発基本計画というふうなものが策定されていく背景には、これはエネルギーの問題について重大な関心を私わなければならないという当然の事項もさることながら、どうもほかの各目標とか各課題から見ると、このところが特に非常に力を入れられているような感想を私持つのでございませぬ。これは科学技術庁としての方針でございませぬか。特にエネルギー研究開発については、ほかのものよりも格段の力を入れていくというやり方、そのところをひとつお答えいただきたいませぬ。

○大澤政府委員 先生も御承知のこととは思ひませぬけれども、今後のわが国のことを考えますと、資源エネルギーの安定的な供給ということが国民生活なりわが国のこれからの経済なりにとりまして全く不可欠に重要な要素であるということも当然のことでございます。したがって、新たなエネルギー源を求め、確保していくための研究開発ということを重点的に推進していくということも、私も非常に重要なことだと思っております。

ただ、いま引き合いに出されましたエネルギー研究開発基本計画との関連で申し上げますと、研究開発基本計画というのは、六号答申の中に基本的なあれがございまして、六号答申では研究を計画的に進めること、それから今後の研究につきましては、いろいろな意味での調整といひますか、





ついでにむすかしさをいろんな意味合いで言つてこられまして、これは単に研究開発の問題だけではないで、日本のこれからの農政の問題全般にかかわることがあるわけでございますので、私どもの判断を超える点もございませぬ。そんなことで、折衝はしておるのでございませぬというのが現状でございます。

○日野委員 特に私が水産物を取り上げてみましたのは、ここでの技術開発というのは、ほとんどと言つて過ぎでございませぬ、これは農林水産省でやっているのじゃないですか。ほとんどは都道府県の水産試験場のようなところ、財政的な基盤も、言っちゃ悪いが非常に弱体だと思われようなところでこれを進めているという現状があるわけなんです。私が水産物に特に一つのモデルを設定したのは、そういう点について、本来であれば、これはもつと農林水産省のようなところで系統的にある程度資金的にも潤沢なものを持つてやるべきではなからうか、そういうリードを科学技術庁の方でやるべきではなからうかというふうな考えから、あえてこの問題を拾ひ上げてみたわけなんです。いままでの振興費の調整ですが、この点についてはどのように考えて調整をやつてこられたのでしょうか。

○園山政府委員 お答えいたします。ただいまの食糧問題でございますけれども、食糧問題につきまして、私どもは見積もり方針、調整の段階におきまして、農林水産省からいろいろ計画を聞いております。特に来年度要求におきまして、農林水産省は、従来の大型別枠研究というものからさらに大型をねらいます高度畑作技術の確立に関する総合的研究というふうなものを約六億五千万で新規の要求をいたしております。なお、従来から大型別枠研究ということで、これは昨年からでございますけれども、一つは農林水産業における自然エネルギーの効率的利用技術に関する総合研究というのを昨年約六億八千万、五十四年度十億余りの要求で進めておりますし、また、ただいまの水産関係でございますけれども、

海洋牧場技術の開発に関する総合研究ということ、これは五十三年度五百八十八万でございまして、けれども、五十四年度五千万というところで約十倍の予算要求をいたしております、こういう点で農林水産省も食糧問題は陸海両方にわたつて相当な力を入れておられるというふうにも理解いたしまして、また、これを私も推進いたしておるところでございます。

さらに、先生御指摘の水産関係につきましては、これはいわゆる海洋開発という大きな問題の一端でもございませぬので、現在総理の諮問機関でございます海洋開発審議会というのがございまして、ここにことしの二月でございませぬか、総理から「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策」という諮問が出ました。総合的に海洋開発全般にわたつての基本方針と推進方策を来年度の夏をめどにいま御審議いただいておりますのでございまして、当然海洋開発の中で水産資源の活用ということが非常に大きな問題でございませぬ。ただ、これは環境問題との関係その他鉱物資源開発との関連というものもいろいろございませぬ。この辺を総合的に海洋開発審議会でも御検討いただいておりますのでございませぬ。大体現状はそのようなところでございませぬ。

○日野委員 もう一つライフサイエンスの関係でちよつと伺つておきたいのですが、科学技術会議のライフサイエンス部会の中間報告では、がんとか、心臓病とかの循環器疾患などについて研究目標として特に重視しているわけですね。これは非常に多くの研究機関が研究を推進しているのですが、これなんかはむしろプロジェクトを組んで、きちんとした研究を進めるということに非常に適した分野ではないかというふうにも私も考えているわけなんです、ここらについてどうでしょう。成人病関係なんかになりますと国民の関心も非常に高いので、そういう仕事をむしろ科学技術庁あたりが積極的に推進をするということですが、いかがですか。

○大澤政府委員 ライフサイエンスといひますのを取り上げまして科学技術庁がプロジェクトの研究を進めようというふうにいたしましたのはもう数年も前のことでございます、いま先生から御指摘がございましたように、科学技術会議の中にライフサイエンス部会というのを設けてまして、そこの議論をかなりいたしたわけでございます。そのときに現在の五つのプロジェクトを設定いたしておりますが、いま先生御指摘のがんあるいは循環器といった広い意味でのものは入っておりません。人工臓器というのが入っておりますので、ある意味では循環器の一部については入っておりますわけでございますが、そういう取り上げ方でございます。

それで、そのときの理由という言い方になるかどうかちよつとわかりませんが、当時すでにがんにつきましては、文部省と厚生省とで総合研究対策というのをつくつて進めておつたわけでございます。そういうことがございませぬ。つまり新しい分野としてのものをここでは進めていこうということでは取り上げなかつたということでございます、また、厚生省自身は、循環器につきまして自分なりのプロジェクトをつくつてやつていこうという考え方があつたわけでございます。したがつて、科学技術庁が取り上げますライフサイエンスの分野の中にはそういう二つのものが入らなかつたというふうには私は理解しております。

もう一つは、プロジェクトにそういうものを進めるのはふさわしいとお話でございます。私自身も医学の知識は大変薄い者でございますので、当初は、どちらかと申しますと理工系でございますので、そういう問題につきましてプロジェクト的に推進をしていくということが成果が上がるのではないかとこのように考えておつたわけでございますけれども、現在の日本の進み方あるいはアメリカにおきましても、がん撲滅ということで研究計画の中では大変に力を入れておるわ

けでございまして、アメリカはアメリカなりの一つのプロジェクト的なことをやつたのでございませぬ。しかし、アメリカはともその進め方が失敗であつたというふうには現在反省しております。日本の進め方は、必ずしもアメリカ的なプロジェクトの進め方とは違つておるようでございますが、しかし、エネルギーのような形でプロジェクト研究の進め方というのは、どうもあつた生物分野、特に基礎生物にかかわりますような分野、がんとつたようなところは大変困難なようでございます、つまり大きい分類からいけば、私のへんばな知識でございませぬけれども、細胞学的な方からとか、あるいは薬剤の方からとか、いろいろな攻め方があるわけでございます、それはそれなりにやつておるのでございませぬけれども、いわゆる理工系のプロジェクト的な展開は大変むずかしいようでございます。これは基礎的な事実がまだかなりわかつていないところにあるということのようでございます、やはり基礎的な事実の発見ということが相当依存しなければならぬ。したがつて、プロジェクトがなかなか組みにくいということが実情のように私も何つております。

○日野委員 ライフサイエンスの点については、そういう問題点もあるほどあるのかということでは非常に勉強になつたわけなんです。そこで大臣、私はいま二つの点について質問をしたわけなんです。ライフサイエンスの点と、それから食糧の問題、その中でも水産物に関する技術について聞いたわけなんです、これらはいずれも六号答申の中にもある程度のウエイトが置かれてある部分なんです。しかし、私もいま質問をして答えを伺つて、それなりの努力といひませぬか、これは連絡調整官庁だといひませぬ、それまでですけれども、科学技術庁の設置法を見ても、「科学技術に関する行政を総合的に推進すること」を主たる任務としている科学技術庁ですから、科学技術はこういう方向に従つてという六号答申のようなものが出た以上、そこで重要な課題として掲げ



わけなんです。

ちよだいした資料によりますと、原研の五十三年度の総事業費は五百五億円。そのうち政府の支出金というのは四百六十三億。民間の支出金というのは二億二千万にすぎない。その他の自己収入、繰越金などの収入科目が四十億ですか、そしてその民間の支出金の内訳を見ると、これは五十二年までしか出ていないが、五十一年度を見ると、民間は二億二千万出しているわけですが、電力、原子力、ガス業界、こういったところは一億二千万しか出してないわけですね。これは余りにもアンバランスで、受け取る成果に比して金の出し方がちよと少な過ぎるのではないな、こういうふうにお考えになりませんか。どうでしょう。このところ大臣の御感想を伺いたいのです。

○山野政府委員 ちよと先に事務的に御答弁させていただきます。

まず、研究並びに開発段階における民間資金の負担割合でございますが、これは研究開発の段階によつてもおのずから差があろうかと思ひます。御承知のように、日本原子力研究所は原子力の基礎的な研究をする機関でございますし、動燃事業団は、その基礎的研究を生かしまして実用化につなげていく開発をする機関というふうに分り切ることでもできようかと思ひます。そういう目で見ますと、基礎研究を担当しております日本原子力研究所の方は、先生御指摘のように五十二年、五十三年を見ますと、確かに民間支出金は全体の事業費のうち〇・五%、〇・四%といった程度でございますけれども、動燃事業団の方を見ますと、同じ年度で、五十二年が五・四%、五十三年が三・〇%、金額は少のうございますが十倍程度になつておるわけでございます。

さらに、この動燃事業団の進めておりますプロジェクトに着目いたしますれば、こういった総事業費に占める民間拠出金の割合がさらに大きくなつてまいるわけでございます。たとえば新型転換炉原型炉の「ふげん」の場合を見ますと、これは政府と民間とが五〇%ずつ持ち合つておると

いつたふうな事になつておるわけで、この原型炉というのは研究段階から実用化になつていく中間過程にあるわけで、いわば非常に実用化の見通しができてきた段階のものであるだけに、この民間の負担もふえておるといつたふうな実情にあるわけでございます。

そういう意味で、実用に向かい受益者も明確になるといつたふうな段階で、民間の方の負担がふえるべきであるという御主張はそのとおりだと思いますし、また現実にもそのようになっておると思ひます。

それからさらに、こういったふうな研究開発の成果が得られるときには、その工業所有権というのは当然有償でしかるべき企業等に使用せるといつたふうな事になつておりますので、特に不公平はない実態ではないかというふうな考えております。

○熊谷国務大臣 大体、局長から御答弁いたしましたような事でございます。そういうことでございまして、非常に大きな実用的な面を享受する民間側の負担が少なくて政府の負担が多いということもえらい大きな問題はいまないかと思ひます。が、いまお話しになりましたような、実際民間が受益するのであれば、それにふさわしい対価を払うべきである。これは当然の議論でありまして、今後ともそういうふうなバランスがうまくとれてまいりますように極力努めてまいりたいと思ひておるわけでございます。

○山野委員 いま山野局長の方からは、公平であつてバランスはとれているんだというふうなお話であります。これが工業所有権をどのようになんかにエンジョイさせていくかというふうなことは、これから私も十分監視をしていかなければならないというふうには思つていていかなければ、私は、現在の状況を見ただけでも決してバランスがとれていないというふうには思つてはいたのです。確かにいま局長が指摘されたように、「ふげん」を見ますと、五十年、五十一年、五十二年まで、これは民間でもすいぶん金を出して

いるような事ですね。これは建設段階まではこつやつて金を出しているのですが、その運転段階に入つた五十二年になると、何と民間というのは現金なことにゼロなんです。政府の分もゼロになっていまして、これは建設の経費ではないからといふことで、別のところに運転経費といふのは入り込んでしまつたのだらうというふうに入りの入りが、ゼロで、民間拠出金、五十三年度の三十億、これの中に入り込んでしまつたのだらうと思つております。五十三年度の政府支出金は八百三十五億であつて、民間は三十億ですね。こういった対比を見ますと、片や八百三十五億であり、民間の方は三十億にすぎないというのを見ますと何%になりまつか、まことに徹々たる拠出金しかしてないといふふうには私は思つたのです。こういった新型転換炉の「ふげん」なんかをつくるというのも一つの仕事をすけれども、それまでの準備だとか、いろいろな事務的な処理だとか、それに付随する研究だとか、こういったすべてが総合されて、それが新型転換炉「ふげん」に結実して行くわけでありまつか、「ふげん」についてはファイブティールファイブティールで政府と民間は金を出したよといふ言ひ方は当たらないと思つたのです。私は、その結果を享受するところがまかつと金を出すという方向が正しいのではなからうかといふふうには思ひますし、先ほどから問題にしている第六号答申の中にもたしかありましたね。たしかその答申の中でこのことは指摘しているはずであります。その第三節に、「研究開発の成果によつて利益を受ける者やその研究開発の必要性を生じさせる者に負担させるなどの新しい確保方策の導入の可否について検討していくことも必要であらう。」といふふうな言つておるわけなんです。この点もつと考へ直して見る必要があるのではないかと

いふふうには私は思つたわけですが、この点について大臣、いかがお考えになりますか。

○山野政府委員 ただいまの御指摘のうち、まず最初の五十三年度の動燃の総事業費のうち民間負担分三十億円という点でございますが、これは今

後動燃事業団が建設に着手しようといつたしております高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の民間負担分のいわば先取りでございます。原型炉につきましては現在官民の負担割合といふものを詰めておる段階でございますけれども、五十二年で新型転換炉原型炉の民間負担が終了いたしましたので、五十三年度から、この高速増殖炉原型炉の官民負担割合が決まらないうちに、まず前倒して三十億円といふものを民間に負担していただくといふ趣旨でございます。将来この官民負担が決まりまつか、総額としましては先ほどの「ふげん」と同様に高速増殖炉原型炉の中でしかるべき部分を民間が負担するといふことにならうかと思ひます。

それから、確かに五十二年九百八十億円という非常に大きな総事業費がありまして、そのうち民間は三十億円しかなくわけですが、これは動燃事業団の行つております仕事の中には濃縮のパイロットプラントのようにまだまだ実用化には遠いものもございまして、そういったものは非常に研究開発的な要素が多い、いわばまだ実用化に遠いという意味で政府が全額を持ってやつておるものでございまして、これが次第に原型炉、実証炉と実用化に近づくと従つて、関係の民間の拠出も求めるといつたふうな考へ方になつておるわけでございます。

確かに基礎的な研究の成果が結果されてきていつたふうなものになつていくわけですが、ただ海のものとも山のものともわからない基礎段階では、これは全額政府がやつていくといふことでおかしくないのではないかとこのように考へております。

大体以上のような考へでございます。

○熊谷国務大臣 これも先ほどから申し上げております趣旨のとおりでございます。官民の負担割合が妥当な欠くといふことがないよう、今後ともそういう御趣旨を十分生かしてまいりたい。したがつて、そういう意味で検討も十分させていたが、今後もしつていきたいと思います考へておるわけでございます。

ざいます。

○日野委員 これは公平か不公平かということだけで言い合いますと、片方は公平だと言ひ、私の方はその上に「不」がつくんだ、いや、つく、つかないの間答だけになってしましますから、ここで私の要望を申し上げて、私の質問を終わりたいと思うのです。

これは確かに国の一つの財産をふやしていく、そのノーハウを国の財産として取り込んでいくというそういう言い方は確かに当たると思うのです。しかし、科学技術庁がそうであるように、これは国そのものがこの事業をやるような国家体制にはありません。国そのものが科学技術推進のための実質的な研究をやれないのと同じであります。科学技術庁が直接研究開発をやれないのと同じことなんです。そうすれば、こういう日本のような社会体制下では、いかにこの工業所有権の対価を支払うというような前提があったにしても、これはもう電力会社及び原子力関係の各メーカー、それからそういった関係のプラントメーカー、そういったところの財産になっていく。

こういうことを考えてみますと、やはり受益者が負担するんだ、もつと負担するということは大きな原則として考えていいのではないかと、いうふうには思っています。この政府支出金というものは、とりもなおさず税金であります、国民の税金の中から支出をするわけでありまして、国民の側としては、そこで支出をし、さらに電力料金として支出をするというふうな形にもなるわけでありまして、そういった観点から見ると、やはり私はこの民間拠出金の比率をもつと高めるべきだということに考えますので、ぜひともそのような方向でこれからやっていたらいいという、ことを一貫要望を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○大石委員長 田畑政一郎君。

○田畑委員 ちょっとシナリオにないので申しわけないですが、ひとつ政府の基本的な政策についてお伺いしたいと思ひます。

まず、先般中国から石油を受けてそれを火力発電所に使つてはどうか、こういう政府側の計画と、いかか助めに対して、電力会社はこれを断つた、こういうことを新聞で拝見したわけでございます。それと、最近石油の発掘がだんだん進んでまいりまして、メキシコにおきましてはサウジアラビアに匹敵するような大産力な大油田が開発される。そこでアメリカでは、石油の寿命は短いといふけれども、実際は想定したよりは倍になつていふ、あるいは倍以上になる可能性がある、こういうようなことを発表しているところもあるわけでございます。原子力発電所問題については、本委員会においてしばしば議論しておりますが、なかなか危険性が伴うものでございますが、これは石油があれば火力発電所、石油がないという前提に立って原子力発電所というのをつくろうという政府の計画になっておるわけでございます。その程度あるといふ見通しに立てば政府の今日の計画は多少変更していくということもあり得るんじゃないか、こう思つてございしますが、その点に關していかがでございますか。

○児玉(勝)政府委員 たいま御質問でございますが、第一は、中国の重質原油を日本の国に輸入するに際して電力側がその輸入を拒んだ、こういうお話でございますが、そういうふうな事実はございしません。それで通産省といたしましては、一九八五年までの重油というよりも中国原油の輸入の処理の目当てといふのはついておりますので、それからさらに先の話ということになりますとそれはまだ固まっておりますが、現在のところはそういうことで消化できる、こういうふうにご考えております。

それから、第二番目の御指摘にございました北海とかアラスカとかいふところの原油の新規の開発によりまして石油需給が非常に緩和したのではないかと、こういうことでございしますが、おっしゃられるとおりOPECに相当するぐらいの量が発

見されたという情報はございします。しかしながら、資源エネルギー庁の長期的な観点から申し上げますと、それは一時緩和といたしてございまして、長期、超長期に見ますとやはり石油の有限性といふことを否定するわけにはいかないのではないかと。また、石炭の問題につきましても非常に大量な賦存量があるといふことは知られておるわけでございますが、その経済性を含めて考えますとやはり原子力開発は進めなければならぬ、そういうつながりがございます。

○田畑委員 石油の供給量がふえてきておることには真実間違いのないわけですが、恐らくこゝに、二年のうちにだんだん明確になるのではないかと、このように思つております。そうしますと、これは政府には原子力発電所あるいは火力発電所その他の計画があるわけでございますが、石油供給量がふえたといふある程度の目安のついた段階において政府の計画書を手直しするといふこともあり得るといふふうな理解をしたいと思つてございします。これはないといふことを前提に計画を組んであるわけですから、あれば多少は手直しして、いふことにはなるかと思つてございしますが、そういうふうな理解をしてよろしいかどうかというところでございします。これはひとつ大臣の方で御答弁いただきたいと思ひます。

○熊谷国務大臣 いまお答えいたします中に、あるいは多少見解が違ふと言われるかもしれませんが、原子力発電所は危険だから、したがって石油がふえれば原子力発電所はそれだけ開発を減らすべきではないか、こういう御意見がございました。この点でございしますが、これは率直に申し上げますが、われわれは、原子力発電所は決して安全だとは言ひませんが、しかし原子力発電所の特性に對しましてはこれを規制する法律があるわけでございます。この原子力規制法の法規に定められました安全規制を忠実に守つて、そして慎重に運転していきば実用に供し得られる段階にあるといふふうにご考えているわけでございます。それはそれとしまして、石油がふえていけば原

子力発電所が要らなくなるんじゃないか、これは数字の上から見ればあるいはそういうことになるかもしれませんが、この辺はいかかかなものでございませうか。石油につきましてもやはりいろいろそれぞれの問題がありますから、数だけではない、これだけのうちでこれが多くなればこれは減らしてもいいんじゃないかと、御理解、これは否定はいたしません、さればといふ私の方でこれを全面的にやると申し上げるのもちよつと私には確信がありません、それは一遍大臣の方からということでございますが、エネルギー全般の立場から行政を進めておられます通産省の御意見も聞いていただきたいと思つてございします。

○田畑委員 大臣は通産省の意見を聞いてくれと言つては、これは電力会社も通産省もそうでございますが、やっぱりエネルギー危機といふのは石油が枯渇するといふ供給が低下していくという前提に立って原子力発電所がある程度は、この御説明でございした。ところが、石油の供給量がふえるといふことになれば、いま熊谷長官おっしゃつたように、それじゃゼロでいいの、こういう意味じゃないのです。しかし、原子力発電所の発電計画というか、建設計画を一部手直しすることだつて考えられないことはないわけでございます。そういういわゆる検討の時期といふのはあり得るのかどうかということですね。

○児玉(勝)政府委員 いま先生おっしゃいましたように石油の需給が緩和するといふような問題で原子力発電のテンポを落とすといふようなお話でございしましたけれども、原子力発電の推進というものは、一つは脱油、脱原油といふ問題から発想が出ておりました、原子力というものは核燃料サイクルによつての準国産的なエネルギーを確立するといふことから発している方がより大きい問題ではないかと私たちが理解しております。油の需給によつて若干経済性の問題を含めまして競争力が原子力の場合になくなるかといふような問題のときにはそのテンポが緩むといふよ

うなことは、これは経済的な選択の一つとしてあり得るかもしれないけれども、国として資源政策として原子力政策の推進を緩めるといふようなことは考えられないのではないかと、こう思います。

○田畑委員 これ脱石油といふか石油から脱皮しよう、こういう意図で対処されているというよりは、やはり石油はなくなってくる、こういう事情からして原子力発電なり原子力の利用というのはどうしても必要なんだ、こういうことで宣伝されている部分が多いわね、だから私は、この問題は石油が供給過剰になってくれればぜひ再検討に値するといふふうに考えております。きょう直ちに再検討に値するかどうかはわかりませんが、これも、ともかくそういう時期が来ればこれは再検討するぐらいの気持ちで当然持つてもらわなければならぬのではないかと、いふふうに思います。

○熊谷国務大臣 一つの御見解として承っておりますことにいたします。

○田畑委員 次に、美浜一号機の運転再開問題についてお伺いをいたしたいと思っております。

この運転再開に当たりましては、実は通産省、科学技術庁は運転再開の考え方を明確にいたしましたわけでございます。その間におきまして、私は当委員会においても前に御質問いたしました、熊取にありますが京都の原子炉実験所でございませうか、ここにおきまして、美浜一号機の燃料棒折損問題等につきまして、科学技術庁や通産省との間に非常に考え方の違いを持っておられる学者諸君がおられるということからいたしまして、十分な資料を提供して連絡をして、その間のそこをなくするようにならぬことをここで御質問させていただきます。

その後美浜一号機の所在県でございませう福井県知事も、この問題が非常に重要化してまいりましたので、この点だけは京都大学との間に明確な意思疎通を図ってほしい、こういう声明を発表されておられたところでございます。この点についてどのようになつたかという結論だけ簡単に聞

かせ願いたいと思っております。

○牧村政府委員 先生御指摘のように、科学技術庁並びに通産省が原子力委員会の御意見等も入れまして美浜一号機の運転再開を許可したわけでございませうが、その見解につきまして、京都大学の原子炉研究所の研究グループの一部の方からわれわれと意見を異にするというところのお話が出てまいりまして、また地元の方にもそのような話が伝わりまして、県等が大変御心配になっておられるという情報があつたわけでございませう。私も、京大の原子炉研究所の担当の方に、どういふ点が食い違つたのであろうかというような照会をいたしておつたわけでございませうが、去る九月三十日に、この研究グループの方を含めまして京大の関係者が上京されてまいりました。そこで、科学技術庁それから通産省並びにこの破損の原因のいろいろな試験研究に携わりましたメーカーの方あるいは原研の研究者に御参集をお願いいたしました。いろいろとわれわれがとりました見解のバックデータ等を御説明申し上げまして説明会を開いたという経緯がございます。

○田畑委員 その九月三十日のいわゆる説明会でございませうが、その説明会にはこの発電所を持っておりまゝ関西電力からは出席者があつたのかどうかということが一つ、それからもう一つは、いまおっしゃつたような通産省を初めとする関係者は何人御出席になつたのか、京都大学等からは何人御出席になつたのかということをお聞かせいたいただきたいと思ひます。

○牧村政府委員 参加者は、京大の研究グループからは四名、それから科学技術庁の担当が四名、通産省の担当が四名、関西電力からは六名、それから日本原子力研究所からは各種試験を担当された方三名、三菱重工、これも各種試験を担当された方五名、以上の方々が御出席になつておられます。

○田畑委員 そうしますと、この九月三十日の会議は一日限りでございませうね。

○牧村政府委員 午前十一時ごろから五時ごろまでの一日でございませう。

○田畑委員 この会議というのは、そうした意見の食い違いを調整するために、ひとつ京都大学から来てくれというあらかじめの科技庁の方からの正式な要請があつて開かれたものでございませうか。

○牧村政府委員 この会合は、たとえば科学技術庁がこういう会合を開きたいからというような形で開いたものではございませう。また京都大学の方も、こういう会合を持つてほしいということでも正式に話し合ったものではございませう。先ほども申し上げましたような研究グループの方々にわが方の見解と食い違いがあるということもございませう。研究所の方という話し合った結果、期せずしてわが方の見解を研究グループの方に聞かせようというふうな形で開かれた次第でございませう。

○田畑委員 私の調べたところによりますと、京都大学の熊取実験所におきましては、これは熊取実験所が中心になつておることかもしれませうが、燃料棒折損問題について科技庁並びに通産省とはやや見解を異にしておることからいたしまして、別にそうした研究の結果を得ましたので、ぜひ科技庁あるいは通産省等から関係の方に熊取実験所においでいただく、京大のいわゆる公開研究会といひますかあるいは公開討論会といひますか、そういうものにひとつ参加をしていただきたいという要請がおたくの方に来ておつたはずでございませう。これについて科学技術庁はどういうふうな処理されたのかということでございます。

○牧村政府委員 京大の研究グループの内部に、先生おっしゃいますような公開シンポジウムをやればよいという御意見をお持ちの方があつたややは聞いておりますけれども、私どもの方とお話し合ひした内容は、先ほど御説明しましたように、食い違いがあるならば話し合つてみようという形

で合意に達して開かれたものでございませう。

○田畑委員 それでは、もし京都大学がシンポジウムを開催するということになれば、係官を派遣されるのですか。

○牧村政府委員 すでに私も通産省並びに科学技術庁あるいはこれに関係いたしましたメーカー、原研等のデータは、この会合におきまして詳細に生のデータを御説明するなどきわめて技術的な話で話し合ひが進みましたので、今後このようなシンポジウムは私どもとしては必要ではないと考えております。

○田畑委員 私がただいま申しました九月三十日の会合に出席いたしました方にお聞きいたしましたところでは、この京大の行方シンポジウムについて係官を派遣してほしい、それに対して通産省、科技庁は出席を拒まれたというか、余り好まないという状況でございませう。それではそういうシンポジウムに対する講師というか係官の派遣について協議をしたということと九月三十日に上京いたしましたところ、いま御説明のございました約二十名以上の関係者が集まつておりました、その席上で、いわゆる食い違いを明確にさせようというふうな話になつていったのであつて、上京した者としては、そこで決着をつけようというふうなつもりで出かけたのではない、あくまでもシンポジウムに係官を派遣してほしい、その都合についてお伺いをしたものであるといふふうに申しておるのでございませうが、この点いかがでございますか。

○牧村政府委員 私が伺つておりますのはそういうことではございませう、何らかの方法でこの研究者の方と当方の見解を出した背景となつたデータについて話し合ひを持ちたいんだというお話でございました。したがつて、そういうことであればということと三十日の会議が行われたというふうな了解しております。

○田畑委員 その日の席上におきまして、最終的に五時三十分ごろでございませうか、終了に相なつたわけでございませうが、その終了際に至りまし

て、科学技術庁と通産省の係の方だと思つたのでございませぬが、当日出席をいたしました京都大学の柴田所長に対して、ここで合意に達したという了解点に達したという点を文書でもって確認認認といひますが、そういう手続をとってほしいといふことで勧められましたけれども、京都大学の研究員の諸君は合議してこれを拒否したといふことを聞いておりますが、事実でございませぬか。

○牧村政府委員 せっかく持たれたこの討論の場でございますので、いわゆる議長のような形を務めていただきました柴田先生に、その当日の技術的な討論の結論と申しますか、取りまとめをすることが適当であろうといふお願ひはいたしたけれども、文書等によつてそれを確認するといふようなことはいたしてないといふ聞いております。

○田畑委員 事実この会議が開かれたことによつて、京都大学側と政府側の間にはこの燃料棒折損問題について合意といひますが、了解点に達したといふことを理由といたしまして、美浜の一号機のサイクリング運転が開始をされた。この開始をされるに当たりましては、京都大学とも十分話し合ひをした結果大体了解したんだから開始させていただくといふことで、私の方に関西電力の副社長もお見えになつておられるわけでありませぬか。

そうしますと、この九月三十日の会議といふのはまことに重大な会議であると言わなければならぬわけでありませぬ。京都大学は長い時間をかけて研究してまいりまして、政府の見解とはかなり異なつた見解を持つておつた。それがわずか五、六時間の間に政府側の説得に納得をする。その席上には、上京してまいつた者は四人。しかも、いまの御説明によりまして、二十二人以上の関係者の方が待ち受けて、そしてこれを説得されておる。これは実際は、いまもお話しのとおり、特にこの問題について了解点に達しようといふことで招集したわけじゃない。両方が有無相通じて会議を開催されたといふ御説明であります。

的な点を重んじなければならぬ非常に科学的な問題をいわば短時間で方でもって屈服させようとするようなやり方がなされておるのではないかと疑いを感じておる。もつと時間をかけて、なぜ燃料棒が折れたのかという点についてのいゝゆる意見交換といふものが冷静になされていゝゆる意見交換といふふうな思つたわけでありませぬか、私としてはこういう原子力行政のやり方については非常に疑問を感じるわけでございますが、その点いかがでございますか。

○牧村政府委員 議長であられる柴田さんに当日の議論の結果につきましてある取りまとめをしていただいたわけでございますが、これがすべて先生がおっしゃられるような押しつけとかさういふことではございませぬ、むしろパツフルプレートからのジェット流が及ぼした燃料体損傷の關係の問題あるいは燃料体が白色異相部といふのを生成しておつて、これが溶解の可能性があるかといふかといふような問題につきまして、京大側でお待ち御見解と私の見解を双方出し合ひまして検討した結果、国側の見解との相違点は相違点として掲げまして、その結果、たとえばパツフルプレートの間隙から流入するジェット流の強さ等につきまます計算の仕方についてそれぞれの違いがあるといふことを認め合ひつても、当方はこういう考え方で処理したんだといふことをさつぱらんに話し合つて、その考え方の違いは明らかにしておるわけでございます。

また、白色異相部の成因につきましても、種々現象的に考えられることがいろいろ議論されまして、この成因につきましてはきわめて学術的あるいは基礎的な研究課題にまたなければならぬといふことではございませぬけれども、政府がいろいろ調査した結果、この燃料体の破損に関連いたしまして、パツフル板の補修の考え方は燃料体が溶解されたものではないといふ判断のもとに下した安全に対する考え方等につきましましては、京大のグループの方もそれほど反対をなさませぬ

によく認識していただいたことを御確認いただいております。

そのようなことでございませぬので、むしろ非常に学問的な雰囲気、会議の中身も活発に非常になごやかに行われたといふふうには私は報告を受けておるわけでございます。

○田畑委員 それでは一つだけ簡単にお伺いしますが、燃料棒が折れたのは取り扱ひ中に折れたのですか、それとも運転中に折れたのですか。

○見玉(勝)政府委員 運転中に折れたわけでございます。

○田畑委員 運転中に折れたということになれば、これは溶解といふことも考えられるんじゃないですか。だから白色異相部の問題については、この前からも御見解をいただいておりますが、なぜできたのかといふことは明確でない、ここに學者の間にも非常に疑問が起つておるわけでございます。その原因が明確になつてから美浜の第一号機については運転を再開するといふことでなければならぬと思つておる。いま聞いておると、溶解で折れたものではないといふ見解だけれども、白色異相部の原因についてはわからない、こういうことになつておるわけですね。これでは多くの學者もまた私も納得できない、こう思つたわけでございます。そういう点について京都大学が疑問を提起している。そして學者間でシンポジウムを開きなさいといふことはおかしいと私は思つたのです。公開の原則といふのは原子力行政の基本になつておる。また民主の原則も基本になつておるのです。そうであれば、できるだけそういうところには関係者が出席をして、十分納得できるような資料を出して議論をしていくといふことが日本の原子力行政を進展させる大きな推進力になると思つたのです。かたくなに中にもつておる、そして決める場合には一日でもつてこれを決めてしまふといふようなやり方については、どうも私は賛成できないわけでございます。

○田畑委員 先ほどから御説明いたしましたように、今回の機会につきましても、私もまたかなな姿勢でおるわけでもございませぬし、この燃料棒破損事故に伴います試験研究の成果につきまして、こういう研究者が御疑問を出された場合には喜んで説明したいといふことで、国の立場をより明らかにするといふことで御説明してきたわけでございます。今後ともそのようなことで、決して研究成果あるいはそれに基づく対策について隠しておるというふうな態度をとるつもりはございませぬ。

○田畑委員 大臣、いかがでございますか。京大ではこの種の研究も続けるでしようが、この問題も含めましてぜひひとつ係といひますが、政府側なり、政府側の研究者と十分話し合ひたいといふか、そういうシンポジウムにも参加したいといひたい、こういう希望を持つておられるわけでございます。これは公開の原則から言ひましても、できるだけ研究は公開してやつていただくといふことが必要かと思つたのでございませぬが、この点について政府としてのいゝゆるお話ししたものに応ずる用意があるのかどうかといふ点をお伺いしたいと思ひます。

○熊谷国務大臣 個別的にそういうシンポジウム

を開きたい、こう言つておる。これにはやはり人を派遣してもらいとも思つたわけでございます。こういうやり方自体に対して、ひとつ今後改めていひたいかなければならぬと思つたのでございませぬが、この点について御見解をいただきたたいと思ひます。

○田畑委員 大臣、いかがでございますか。京大ではこの種の研究も続けるでしようが、この問題も含めましてぜひひとつ係といひますが、政府側なり、政府側の研究者と十分話し合ひたいといふか、そういうシンポジウムにも参加したいといひたい、こういう希望を持つておられるわけでございます。これは公開の原則から言ひましても、できるだけ研究は公開してやつていただくといふことが必要かと思つたのでございませぬが、この点について政府としてのいゝゆるお話ししたものに応ずる用意があるのかどうかといふ点をお伺いしたいと思ひます。

○熊谷国務大臣 個別的にそういうシンポジウム

を開きたい、こう言つておる。これにはやはり人を派遣してもらいとも思つたわけでございます。こういうやり方自体に対して、ひとつ今後改めていひたいかなければならぬと思つたのでございませぬが、この点について御見解をいただきたたいと思ひます。

を開くから政府からどうでもよこせ、こういうことにつきましても、十分検討しなければいけません。おおいそれと御返事もいたしかねるかと思ひます。

ただ、こういう問題が起きますのにつきましても、非常にいつも痛感しておりますことは、日本のいまの原子力開発に関する問題に非常に基本的な考え方のずれがあるということ痛嘆せざるを得ない現状でいるわけでございます。先ほど、また朝も申し上げましたように、私もとしましては現在の安全規制を忠実に守って慎重に運転していけば一応実用に供し得る段階にある、こういう認識でございますが、それで安全性が絶対かというところについてはあり得ませんので、安全性の追求ということはおくなく続けていく。そして少くとも絶対的な安全に近づくとすることは第一義的に考えていかなければなりません。それはそれとして、いま申し上げましたように、一応これで、一面にはそういう心得を忘れないで進めていけば実用に供し得る段階にある、こういう考えを持っておるわけでございます。また、こういう考えが日本の国の原子力の平和利用という、いわば国策が決まった根拠であると思うわけでございます。

ところが、その点につきましても、もうどんな微細な点でもその点を十分究明しなければならぬ、そこまではいいのですが、そのために実用そのものに反対だというような議論も一部にあるわけでございます。そうすると、またそれに対してそういう議論でやられたんじやかなわぬから何とかする——率直に言えは逃げるというような態度も生まれてござるを得ない。そしてそういうものがお互いに繰り返されて、原子力行政といいますが、原子力全体の問題が何か薄れているような現状にあるというふうには私も率直に考えているわけでございます。何とかしてこういうもつれを解きまして、本当に実用に供し得る場合に、全体としては実用に供し得ても、この程度ではとめるなり何かして十分慎重に検討しなければならぬと

か、この程度ならばさらにもういふことを今後十分配慮した上で一応運転を進めていくとかいふ、何か言葉は適当ではありませんが、常識的な合意が成り立つということを私は考えているわけでありまして、したがって、個々の場合の判断につきましても、そういう基本的な考え方の上に立つて今後処理してまいらねばならぬ。お尋ねの範囲を外れたかもしませんが、一応この機会に申し上げておきたいと思つて申し上げるわけでございませぬ。

○田畑委員 質問はこれで終わりますが、私どもは、こういう問題は特に科学的に真相を究明することに憶病になつてはならぬと思つております。いま言われたようにこれを推進するの科学的な裏づけの調査なりというものは慎重の上にも慎重を期して十分やっていたらなければならぬ。これが原子力行政の基本であると思つております。ですから、そういう意味で、学会からぜひひとつ説明をしてほしいというような要望については喜んで受けて立つというふうな政府の姿勢というのが必要なのではないかというふうな思つておるわけでございませぬ。そういう意味で対処いたしていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○岡本委員長 次に、貝沼次郎君。  
○貝沼委員 私は、大体二つのことについて質問したいと思つておりますが、その前に、ちょっと気がかりなことがござりまするので、大臣に伺つておきたいと思ひます。

それは十月十三日、参議院の科技特の質疑であります。わが党の塩出委員が核融合の実用化の見通しを取り上げて質問をいたしました。これは新聞の記事で言つておられますので、あるいは間違があるかもしれないませんが、その見通しについて経済性などをただしたのに対して、長官は、技術的能力の条件ができていれば研究開発費が実用化時期を左右する重要な要素である、技術的に予見される困難性は何もない、こういうふうな答弁なさつておるようでありますが、この核融合の実用

化は、そんなに技術的な困難性は本当にないのであつたか。熊谷國務大臣 新聞を拝見しておりませんが、どういふふうな報道されたか十分わかりませんが、そういう問題についていろいろな御質問がありましたが、たまたま先般私がアメリカのラホヤ、サンジェゴの付近ですが、そこにあります。ゼネラル・アトミック社の副社長で、核融合の担当者であります日本人の大河千弘博士にお目にかつた機会がござります。そのときに、いろいろ核融合の今後の見通しについてお話を伺つた次第でござります。

実は、私もいままで聞いておりますところでは、核融合の実用化といふ言葉が実際に使われるような時期の見通しは二〇〇〇年代前半で、前半という非常にあいまいですが、紀元二〇三〇年になりまして五〇年になります。そういう大體の時期だといふふうな聞いておるわけであります。これは聞いておるだけでありまして、私自身はそれに対してどうかと相つちを打つほどの知識があるわけではございません。ところが、大河博士のお話でござりますと、それは技術的な問題というよりは政策の問題である、政策いかんによつては一九〇〇年代にも不可能ではないといふことを大河博士が私に言われたわけであります。政策的な問題とはどういふことかといふことを聞きましておきながら、お答えになつた点はちよつと覚えておりましたが、さらに私が念を押しまして、それは経費のことでしょうかといふことを申し上げたら、お答えとしましては、結局そういうことだといふふうなお話があつたわけであります。したがつて、大河博士のそういうお答えとして答弁したつもりでござります。ただし、私自身がそれについて確信があるとか見通しがあるとかいふことは申し上げておけませんし、事実果たしていつできるかといふことについての確たる見通しを持っておるわけではござりませんが、そういう経緯でござります。

○貝沼委員 ところどころ聞かえないところがい

まありましたが、要するにこれは長官の考えではない。長官としてはどうですか。二十一世紀には自信はあるのですか、ないのですか。どちらですか。熊谷國務大臣 いま聞かえないところがあるというお話でござりますが、私どもの考えでは大體紀元二〇〇〇年代の前半である、前半にはできるのではないかと、こういうふうな思つております。

○貝沼委員 そうすると技術的にはどうですか。非常に困難だといふお考えですか。それともいまの調子ならまあ何とかいこうという楽観的な考え方ですか。○山野政府委員 核融合と申しますのは、先生御承知のようにいろいろな方式があるわけでございまして、これは現在研究が一番進んでおると言われます。磁場閉じ込めのトカマク型の核融合につきましても、また、全くの基礎的段階にあるものにつきましても同じでござりますが、要するに基礎的研究開発段階にあるわけでござります。

そこで、その実用化の時期をいまの時点で的確に申し上げるといふのはきわめてむずかしい問題でござりますが、私どもが内外の学者の意見あるいはまた原子力委員会の中に核融合会議といふものがあるわけでござりますが、そういう場の意見といたつたふうなものを総合いたしますれば、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、今後研究開発を要する技術的な課題といふのはたくさんあるわけでござります。しかし、いまの時点で乗り越え得ないような技術的障害といふものは見当たらないといふ趣旨のことを言つておられるわけでございまして、これは非常にやさしくできるといふ趣旨では決してない。大いにその研究開発の努力は必要でござりますが、不可能な問題といふのはいまの時点では見えないといふことではございまして、その実現の時期につきましても、アメリカの学者等の意見によりますれば、一部の学者は、金と研究者を投入すれば今世紀末にも実現できるという意見の方もありますし、また、今後半世紀程度を要するといふ意見もありまして、相当幅は



ありますが、しかし、将来は明るいというのが一致した見解でございます。

**○員沼委員** この核融合は前々から、あと三十年とか五十年とかいろいろ言われましたけれども、いまだに先が見えませんが、そこで、新聞記事でいかに自信ありげな記事が出ますと、政府は特別なことでも考えたのかな、さらに、原子力委員会発表の長期計画、九月十二日に出したにもかかわらず、この中にはとてもじゃないけれども、大変だということが書いてあるわけですね。ところが、長官のそういう答弁があったというのを聞きますと、私は、どうしたのかなという感じがあります。どうしたのかなという感じが、今度から答弁のときに誤解のないようにお願いいたします。

**○熊谷国務大臣** 実は私も不敏で、会議録は読んでおりませんが、私がそういう見込みがあると申したのであるが、大河博士にお聞きしましたら、こういう話でございましたということ、御参考までに申し上げたわけでございまして、決して私がそう楽々と核融合ができるということ、申し上げたことではございませんので、そういう誤解がありましたら、どうか御了承をお願いしたいと思っております。

**○員沼委員** それからもう一つの問題は、これは日本の原子力発電の基本的な問題に触れますので、お尋ねするわけでありますが、報道によりますと、通産省が十月の七日、CANDU炉の導入を最終的に決めた、こういう記事が出ておられるわけでありまして、報道でありますから果たして内容はどうか、私にはわかりませんが、これはどういふことなんでしょうか。

**○児玉(勝)政府委員** いま先生のおっしゃいましたように、CANDU炉の導入を通産省が決めたという事実はございません。CANDU炉につきましては、かねがね原子力委員会の動力炉専門部会、それから総合エネルギー調査会の原子力部会、そういうような諮問機関におきまして、CANDU炉というのは、いろいろなウラン資源の有

効利用とかあるいは供給保証への期待、それからダウンストリーム問題の容易さ等々の問題から、日本の国においても十分勉強をすべきである、という御指摘をいただいたわけであります。通産省としましては、五十一年以来電発をしてその勉強をさせてきたわけでございまして、その勉強の結果も、ことしの四月以降レポートとして出てまいりまして、そういうことからCANDU炉の具体的な開発という問題についてどういふ決着をつけるべきかというところが現在問題になっておることとは否めない事実でございますけれども、そういうことで電源開発会社をして基本設計をやらせていふものかどうか、そういう問題が具体的な問題としてございまして、そのことにつきましては、原子力委員会の新型動力炉懇談会にお諮りしております。

**○員沼委員** 最後のところをもう一回お願いします。いまちょっと聞かれました。CANDU炉の導入の問題について、原子力委員会の新型動力炉懇談会にお諮りしております。この検討並びに電気事業者の意向というものを踏まえた上で導入の問題について決定したいと考えております。

**○児玉(勝)政府委員** 原子力委員会の新型動力炉懇談会、総合エネルギー調査会の原子力部会において検討していただいておりますし、電気事業者の意向も踏まえて、その上で行政庁としての判断をしたい、こういうことでございます。

**○員沼委員** 原子力委員会の方、大臣は委員長でありますから、あるいは原子力局長でも結構ですが、私は以前にこのCANDU炉のことについて、たとえば国の原子力行政あるいは原子炉の今後の問題として一体どういふ位置づけをしようと考えておられるかというのを伺ったことについては、そのたびにCANDU炉のことについてははつきりした答弁ができませんでした。それで何となく軽水炉、FBRという路線をたどるようにならざるを得ないわけですか。ところが、いまの説明だと、通産省の方は、いやそんなことではなしに、もともと勉強は始めておられるので、五十一年からもう予算要求をして、ちゃんと予算もつけて勉強を

やっておるのだということなわけです。それで原子力委員会の方も、表立っては言っていないけれども、実は裏でしっかり勉強しなさいみたいな話なんです。こうなってくると、毎年原子力委員会が原子力開発利用計画というものがつくられておられるわけですが、こういうところに出てこないことがいまいかなりほかにもあるのじゃないかということをお勧めりたくなっております。

そこで、たとえば昭和五十二年であるいは五十三年度のこの基本計画を見ても、CANDU炉という話は全然ないのです。ところが、実際は五十二年から予算がついて勉強しておる、こういうことなわけです。

**○山野政府委員** 原子力委員会の新型炉についての考え方と申しますのは、九月十二日に定められた原子力開発利用長期計画の中に示されておられるわけでございまして、それによりますれば、将来の炉型の選択としましては、まず基本路線としては現在の軽水炉から高速増殖炉につなげるということでございます。これはただいま先生が御指摘になったとおりでございます。それ以外の炉、たとえば現在動燃で開発をいたしております新型転換炉であるとか、あるいは導入すべきかどうか検討されておりますCANDU炉というふうなもの、あくまでも軽水炉、FBRという基本路線を補完する炉として位置づけようとしておられるわけでございまして、今後ATRの実証炉以降の開発をどうするか、あるいはCANDU炉を入れるのか入れないのかというふうなことはすべて今後の検討課題ということになっておるわけでございまして、通産省の方で若干の予算を計上されておられるのはあくまでも調査段階の予算であるというふうにはあくまでも理解しておるわけでございまして、関係の企業並びに通産省とされてもまだCANDU炉の導入を決定されたわけではないというふうには理解いたしております。

なお、原子力委員会は、この長計におきましてはCANDU炉について今後の検討課題であると

いう位置づけをいたしておりまして、その導入につきましては、経済性あるいは安全性、燃料サイクルに与えるインパクト等いろいろな観点からこれを評価して結論を出すべきであると言っておるわけでございまして。現在新型動力炉懇談会というものを委員会の内部に設けて、このような補充すべき炉型についての今後の扱い方というものを検討しておる段階でございます。

**○員沼委員** 要するにCANDU炉の名前が出てきたのはこの九月十二日が初めてなのですね。ここへ初めて出てきた。ただいま局長がおっしゃったことが書いてあります。ただ、この場合に、CANDU炉というものについて、たとえばわが国の基準に照らしてこの炉は実用炉と判断すべきなのか、あるいは実証炉であるのかというふうな勉強をなさったのだらうですから、その結論はいつ出されて、どういう結論になったのですか。これは恐らく通産省の方で初め結論を出して、それから原子力委員会が何かで――あれは安全委員会の方だけども、メンバーはいまありませんから局長が答えるのだと思いますが、その辺はどうなっておりますか。

**○児玉(勝)政府委員** ただいま御質問のございましたCANDU炉は実用炉か否かという問題でございますけれども、CANDU炉というのはカナダにおきまして、またカナダが輸出した先におきまして、全体において現在約五百キロワットばかり実際に稼働しております。その稼働の年数も四十七年以來相当な時間がたっております。そういう意味ではカナダにおきましては商業用の実用炉と言えるのではないかと、私たちがは考えております。しかしながら、日本の国にそれを導入する場合にどういふような位置づけにすべきであるかという問題については、少なくとも私たちが日本の風土にも十分にたえ得る技術的な内容であるというふうな判断をしておりますが、いずれこのCANDU炉の安全審査をしていただく際に、規制法二十三条における許可の際には、このCANDU炉の主務大臣はだれかとい

うことを決めなければだれが申請するかというの  
は決まりませんので、それまでの間にはこの国内  
での位置づけというのが決まるであろうし、また  
それは発足いたしました原子力安全委員会におい  
て恐らく御判断いただくものであらうと考えてお  
ります。

○牧村政府委員 ただいま通産省からの御説明の  
とおりでございますが、この導入が決定いたしま  
すと、先般改正させていただきました基本法の改  
正におきまして、主務大臣を定める、炉の区分の  
政令を出す必要がございます。その際、原子力安  
全委員会並びに原子力委員会の意見を聞いて政令  
を定めることになっておりますので、ただいま通  
産省の方から御説明がありましたように、このC  
ANDU炉が実用段階のものであるか、あるいは  
開発段階のものか、この辺のことにつきましては  
両委員会の意見を入れた上で政府が決定をする  
というふうな段取りにならうかと考えております。

○貝沼委員 そうですか。大体導入することが決  
まったら判断するわけですね。私は、実用炉でな  
かったら初めから判断しないだろうと思つて  
す。たとえばこれが実験段階のものだとわかつて  
おつたら、こんなものは判断するも何もないわけ  
ですから、したがって、どうもその辺がはつきり  
いたしません。何となくさつと出てきた感じがす  
ね。しかも時期が余りよくないわけですね。カナ  
ダの国内において、いろいろ国内法の問題でいま  
各国に圧力がかかっておる。日本のウランの燃料  
の供給問題を考えると、こういう時期にこういう  
問題がクローズアップされて、いかにも五十一年  
から勉強してきた結果が偶然にもいま出てきたよ  
うな感じの答弁でありますけれども、いまこうい  
う時期に出でますと、それは受け取れないです  
ね。したがって私は、時期としては余り妥当では  
ないのじゃないかという感じがするわけですが、  
五十一年から勉強してきたのだそうでありませ  
う、恐らくその結論なんでしょう。

それからさらに、エネルギー庁長官の私的諮問  
機関である発電用新型炉等実用化調査委員会とい  
うのがありますね。これが二年間の検討の結果、  
耐震性を含め技術的には問題がない炉だ、こうい  
うふうな結論を出したというのがきっかけになっ  
ておるようでありませうけれども、こういうよう  
な耐震性の問題などは、参考資料として安全委員  
会の方あるいは安全局長の方では入手されてお  
りませうか。

○牧村政府委員 安全局長の方ではまだ入手して  
おりませぬ。現在原子力委員会の下にございま  
す動力炉開発懇談会におきまして、この炉の性格等  
につきまして検討が行われているわけでございます  
ので、そちらの方に出されて、いろいろな議論が  
今後行われることになるわけでございます。

○貝沼委員 原子力局長にお尋ねいたします。  
先ほど補充的な意味でという言葉がありまし  
た。この補充的という言葉にはいろいろな技術的  
な問題もありませんが、説明を要する部分がある  
と思つて、この点について説明をお願いはしま  
す。

○山野政府委員 補充的と申しましたのは、基本  
的な命題としてわが国はウラン資源を海外に  
依存しているわけでございまして、輸入したウ  
ラン資源を最も有効、効率的に活用する必要があ  
るわけでございまして、そういうことで現在使用し  
た燃料以上に新燃料を生み出す高速増殖炉とい  
うものの開発に力を入れておるわけでございま  
す。この高速増殖炉の実用化時期というものが現  
在考えておりますように一九九〇年代半ば、ある  
いはできることであればそれより早く実用化され  
得るといふふうな見通しが確立されました。昨  
日は、中間炉といつたふうなものが必要でなくなる  
わけでございまして、そういう意味で、基本路  
線が条件さえ整えば補充炉なしにけるという場  
合もあり得るわけでございまして。

ただ、このFBRの開発というのも非常にむず  
かしい技術を内蔵したものでございまして、予  
定どおり一九九〇年代の半ばまでに実用化でき  
るかどうか、これは不確定でございまして、これ  
ができない場合に備えまして、中間炉としまして  
ブルトニウム等を有効に活用し得る炉型の開発と

いうのも進めておく必要がある、そういう趣旨  
におきまして補充的な位置づけをしておるとい  
う説明を申し上げたわけでございまして。

○貝沼委員 そうしますと、軽水炉から高速炉へ  
いくのが基本である、ただ高速炉の開発そのもの  
があるいは時間がかかるかもしれないし、わか  
らない、そこで補充的な意味でCANDU炉ある  
いは転換炉を位置づける、こういうふうな理解し  
てよろしいですか。

○山野政府委員 ウランブルトニウムサイクルと  
いうものに着目して申し上げればそのとおりだ  
と思つてございまして。それでCANDU炉の問題  
は今後の検討課題でございまして、いまの時点  
で仮定の議論をするのは妥当でないかもしれませ  
んが、仮にCANDU炉を入れる意味があるとし  
た場合には、燃料サイクル上は、ウランブルトニ  
ウムサイクルという別個のもう一つ違う燃料体系  
というものを取り込むことになるわけでございま  
すので、そういう複合したサイクルにする方がお  
国の燃料政策上有利かどうかという判断がその  
時点では別途また必要にならうかと考えてお  
ります。

○貝沼委員 そこで、通産省にもう一度確認して  
おきます。先ほどこういう諮問委員会の結論が  
出しておるので、原子力委員会あるいは安全委員  
会の方という話だったが、通産省としては、内部的  
にはこれはオーケーしておるわけですか。要する  
にCANDU炉はよろしい、こういう判断をして  
おるわけですか。

○児玉(勝)政府委員 通産省内部におきまして  
も、そういう審議会等諮問機関の御意向を承った  
上で決定することになっておりまして、ま  
だ内部で決定したというわけではございませぬ。  
○貝沼委員 それではいつごろ決定するかしない  
かの相談はなさるわけですか。

○児玉(勝)政府委員 できましてからできるだけ  
早急にお願したいということでお願しておる  
次第でございまして。

○貝沼委員 原子力委員会の方は、この問題につ  
いていつごろ検討なされませうか。

○山野政府委員 現在検討のさなかでございま  
して、この新型炉の開発懇談会全体の結論というの  
は恐らく来年の春くらいにならうかと思つて  
けれども、しかし来年度予算に反映すべき部分とい  
うのもございまして、場合によりましてはこの  
年末に中間的な考え方といったふうなものを出  
す可能性もございまして。

○貝沼委員 通産省の方にお尋ねいたしますが、  
昭和五十四年度予算要求ではどうも三億二百万  
のようですね。この中には、このCANDU炉が  
もし認められる炉であるならばこういうことをや  
りたいというふうな一歩進んだ内容のものが含ま  
れておりますか。

○児玉(勝)政府委員 この新型炉技術基準等調  
査と申します予算の内容につきましては、五十  
一年以来、重水炉の安全審査に必要な技術基準のた  
めの調査ということでやっておりまして、特にA  
TRの問題と、それからCANDU炉をも含めまし  
てパイプ型原子炉と申しますが、重水炉の安全審  
査に必要な情報の収集ということが主体でござい  
ます。特にCANDU云々ということなしにこの  
技術基準に必要な調査を進めたい、こう思つてお  
ります。

○貝沼委員 委託費という名前前で開発に對する二  
億五百万、これは五十四年度要求額のように  
五十三年度では一億四千五百万、これはCAND  
Uに關係がございませうか。

○児玉(勝)政府委員 いまおっしゃられました  
予算につきましては、重水炉の確証試験というこ  
とで実施されるものでございまして。  
○貝沼委員 重水炉といえはCANDUだけじゃ  
ないのですけれども、CANDUを導入する場合  
もあり得るといふ判断のもとにこういう研究をな  
されたのと同じですか。

○児玉(勝)政府委員 そういふ可能性もござい  
ます。  
○貝沼委員 ですから私は、通産省側というの  
はわりとCANDUを重視してきたんだらうと思



らいわゆる海洋開発ということで海洋を活用していく意味での開発計画というものもございませぬ。いずれも現在ではつきりしたものがあるというわけではございませぬけれども、この科学技術的な研究開発の計画につきましては、各省連絡会議におきまして実行計画というものをつくっております。しかし、問題はやはり海洋全体の開発計画でございまして、これにつきましては、現在この海洋開発審議会が答申をまとめるという中で基本線が示されるもの、このように考えております。

○貝沼委員 ですから、審議会がそういう国の基本計画をつくるということではなしに、たとえば原子力の基本計画というのはいちやんと原子力委員会がつくっているわけですか。あるいは宇宙開発だつてちゃんとやっているわけですか。ところが、海洋開発についてはないのですよ。こういうのは私はおかしいと言つては、では、どこの国もないのかというと、ヨーロッパではちゃんとそういう体系ができて上がっているところがあるわけですから、したがって日本の場合はおくれているわけですか。民間にすいぶん関係する部分が多いから、政府主導は果たしていかげなものかという議論もあるわけですが、一方海洋開発というものは非常にリスクの多いことが多いわけですね。相当長い間金をかけて研究しなければできない問題、こういうのは国が主導的にやらなければできない問題でしよう。したがって、私は国が総合計画をつくつてやつていく体制をつくるべきである、こう思うのですが、長官いかがですか。

○熊谷国務大臣 御趣旨はそのとおりであると思つております。  
○貝沼委員 趣旨に賛同していただきましたけれども、実行の方をよろしく願ひいたします。それから、時間がなくなりましたので私は簡単に申し上げますが、いまはそういう機構上の問題で申上げます。それからは、法律の調整の問題であります。たとえば海洋で石油掘削をするという場合に、船でもいいし、あるいはこの図にあるプ

ラットホームでもいいわけですが、一体どういう法律の基準によつてこういうものの安全だとか建築だとか、あるいはその従業員の保安がなされるのか。これは現在のある法律によつて一応は適用されております。適用されておりますが、たとえば建築という部分については、建築基準法の第二条一項によりまして、建築物というものは土地からつながつていないといけません。ところが、浮いてやる場合もあるわけですね。あるいは陸と違つて、潮水が多く、あるいは津波の来る場合もある。いろいろな状況がかかわつてまいります。いまだこういうような法律でそれをおこなつておられることは私は一々申し上げませんが、しかし現在使つておられる法律ではまだまだ不備な点が多々あります。それから、不足するのと重複しておられるのと両方あるわけですね。この辺の法律の整理整頓といふか整備を政府はやらなければならぬと思つていますが、この点はいかがですか。

○岡山政府委員 先生御指摘のとおりでございます。先ほどから御説明いたしておりますように、今日の特に新たに海の中、海の底ということでは先生御指摘のような海底石油の掘削というような問題をとりまかして、これらにつきましては、従来の陸上におきます法律の延長としての適用ということで新しく海洋開発を推進いたします場合に、これを円滑に行うために十分であるかといふことと多々問題があると思つております。  
この点は、先ほど御指摘になりました最初の海洋開発審議会の答申の中にも指摘されておるところでございます。最初の答申でも指摘されておられますように、どのように海洋に關係する法制の整備をしていくかということ、やはりわが国が海洋開発をどう推進していくかということについて十分の見きわめをした上で慎重に検討しなければならぬということでございます。現在行われております海洋開発審議会の御審議におきましても、その一つの重要な部分といたしましてこの法制の問題についても御検討がなされておるところでございます。

○貝沼委員 きょうは法制局の方にも来ていただいておりますが、もう時間がありませんので詳しいことはお尋ねいたしません。  
実はいま言ったような法律と法律の間の問題といふのはたくさんありまして、特に今後海洋開発を進めていくとすれば必ず起こつてくる、いわゆる競争の問題があるわけですね。漁業権とか鮎区だとかあるいは最近言つて入浜権だとか、たぐささんあります。それから、日本の領海のところ、領海の下は土地で続いているのだそうですが、そのところで、たとえば外国と約束をし合法的に石油の掘削をするという場合に、その領海に入つたり出たりする場合のチェックは現在の法律ではできないわけですね。出入国の關係は、上陸をした場合とそうでない場合の關係になつておられますから、そういうようなところからできないといふふうには、実はいろいろな問題があるわけでありまして、いま詳しくは一々申し上げませんけれども、その点を含んでいただきたいと思います。  
それからもう一点は、人的資源の確保ということとあります。海洋問題は、ただそこに海があるからそれを開発すればいいというものではなしに、非常に多角的な部分があります。そこで、単なる科学技術だけではありませぬ、法律の問題その他が非常に錯綜してまいります。外交的な問題もありません。そういうようなところから、人的資源の考え方は、単なる技術者とかそういうものではなしに、もっと広い意味において人材の養成が行われなければならないと思つておられます。たとえば一つの例で申し上げますと、海洋大学を創立せよという意見を主張しておられる人もあるわけでありまして、こういうことを参考にして人的資源の確保にどういふふうに取り組もうとなさるか、その点を伺つて終わりたいと思つております。

○岡山政府委員 御指摘のように、特にこういう新しい海洋開発という分野で人的資源の確保といふことは非常に重要な問題だと思つております。現在御審議願つております海洋開発審議会におきましても十一の部会をつくつておりますが、その中に一つ基盤整備部会というものを設けておられて、先ほどの法制の問題あるいは御指摘のような人的資源をどう養成していくか、確保していくかといふようなことを含めて御審議願つておられるのでございまして、その線に沿ひましてできるだけの努力をしていきたい、このように考えております。

○岡本委員長 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。  
この際、お諮りいたします。  
本案につきましては、第八十四回国会におきましてすでに趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○岡本委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○岡本委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。瀬崎博義君。  
○瀬崎委員 原子炉等規制法についてお尋ねします。  
東海の動燃事業団の再処理工場の経済性やまた物理的な条件を勘案した寿命というか、あるいは使用年限、耐用年数、それはどれくらいですか。  
○牧村政府委員 この再処理工場の耐用年数は十五年でございまして、保守、修理を十分行うことによりまして十五年ないし二十年は十分使

ましても十一の部会をつくつておりますが、その中に一つ基盤整備部会というものを設けておられて、先ほどの法制の問題あるいは御指摘のような人的資源をどう養成していくか、確保していくかといふようなことを含めて御審議願つておられるのでございまして、その線に沿ひましてできるだけの努力をしていきたい、このように考えております。

用できると考えられております。

○瀬崎委員 その再処理工場の解体、施設の廃棄が現実問題になるのは、その後何年くらいいたった時点ですか。

○牧村政府委員 この施設の解体につきましてはなお十分に検討が進められておりませんので、しかと申し上げかねるところでございますけれども、何分にもこの再処理施設と申しますのは非常に高い放射能を持つ使用済み燃料を処理する施設でございますので、施設の本体の耐用年数を超えましてある相当程度の冷却期間を置かなければならないことも考えながら、今後解体、改修というようなことを検討していかねばならないと考えております。

○瀬崎委員 その相当程度というのは数カ月、数年あるいは十数年、こういうふうに言えほどのオーダーになりますか。

○牧村政府委員 数年から十年あるいは場合によりましてはそれより以上になるかと思っております。

○瀬崎委員 牧村局長は五十二年十一月十七日の本委員会でこういう答弁をされておりますね。これは発電炉の解体についてでありまして、「どういふふうなものが技術的に一番いいのかということも、まだ世界的にも解体のやり方につきましても決まった情報と申しますか、そういうものは確立されていない段階でございます。」その解体のやり方については現在原子力委員会の専門部会で若干の検討が始まった段階です。また「現在IAEA、国際原子力機関におきまして、この解体に關します技術委員会が持たれ」「ここに世界じゅうのこれに關連いたします学者、学識経験者が集まりまして、いま盛んにどういふふうな技術基準でやればいいのかということ等を議論しておる段階でございます。」「こういうところで行われる議論も踏まえまして、これから十年あるいは二十年先にこういう問題が起きてくるわけでございまして、関係省庁並びに発電会社等の意見等も徴しながら、慎重に検討を進めてまいりたい」という答弁をされておられるわけですね。発電炉に比べて再

処理工場の解体あるいは廃棄の方法、技術というものにはそれよりもさらに長期間の検討を要するものなのか、困難なものなのか、発電炉に比べればもっと早く技術が確立し、簡単にできるものなのか、その点はどうですか。

○牧村政府委員 再処理工場は先生御存じのように化学プラントでございます。溶解から精製あるいは廃棄物の排出までの化学プラントでございますので、解体の仕様につきましては、原子炉と異なりましていろいろな技術的な特色も出てこようかと考えられるわけでございます。今後その解体のことにつきましては、たとえば原子力安全委員会の専門部会等で、原子炉のみならず、このような施設についても検討を加えていかねばならないと考えておりますが、現段階におきましては、この解体の具体的な方法等がまだ決まったわけではございません。外国の例を見ましても、プラントを閉鎖しておるといふ段階のものはございませぬけれども、これを積極的に全部解体してしまうという計画があるわけではございません。したがって、今後の世界的な動向も見つつ、また日本の関係学者の御意見も承りつつ、この解体という問題に対しての検討を進めまして、当然解体に当たりましては安全上の配慮をする必要がございますので、その安全の基準というふうなものにつきましても検討を加え、その上で必要な措置をとってまいりたいというふうにご考慮しておるところでございます。

○瀬崎委員 先ほど質問いたしました発電炉の解体でございますが、これについては、規制法三十八条で一応解体の規定が設けられているわけですね。これは一体何年に制定されておりますか。

○牧村政府委員 ちよっといま調べますが、現在日本におきましては、一つだけいわゆる解体というのを経験しております。これは日本原子力研究所の最初にできました小さな実験炉でございます。したがって、これは燃料を外しまして、そのまま閉鎖した形でやっております。実用炉あるいは再処理の解体というの、そのような形から全然ばらしてしまうものまで当然考えられるわけでございますので、どういふふうに持つていくのが一番安全で、ある意味では経済的かというふうなことをこれから研究しなければいけない問題だと思っております。

決まりましたのは三十年の十二月でございます。

○瀬崎委員 この実用発電炉の解体については、再処理工場の解体の場合と違って、一応原子力委員会に専門部会等もつくって検討されているとか、国際的にも検討されているという段階ではあっても、なお十年あるいは二十年先、こういうことなんでしょう。ところが、その解体そのものについての規定は昭和三十年にはつくられていない。つまり今日まで二十年たっているわけですが、だから制定時点で見れば、そこから三十年ないし四十年先のことまで大体想定して規定はつくられているのですね。この問題になりましたのは、現在のこの規制法の中で再処理工場と定義されているものの中には、高レベル廃液の一次貯蔵は含まれてはいるけれども永久処分は含まれていない、こういうところから法律そのものがたれ流しになっているのではないかとということで問題になってきたわけですね。それは、これから十分期間があるから、そのうちにやればよいのだ、こういうお答えであつたわけでありまして、ところが、発電炉についてはすでに三十年ないし四十年前にちゃんと法律には条文が織り込んであつた。そうなんです。再処理工場の解体の規定が今度の改正法の中にちゃんと入っているじやありませんか。

○牧村政府委員 先生御指摘のとおり、再処理施設の解体については当分の間は考えられないことではございますが、もし解体が行われる場合には災害の防止を確保する必要があるわけでございまして、この規制法の改正におきまして規定の整備を行つておるわけでございます。

この解体の仕方はいろいろ考えられるわけで、技術的にどういふ方法をとるかはまだ何ら固まつたものはないわけではございますが、この規定におきましては、解体の方法であるとか解体工事の工程であるとか、当然放射性物質による汚染物がございまして、その処理、処分の方法、この点につきましては厳重に安全の規制ができるような制度をあらかじめ整備させていただくということ規定を設けさせていただいておるわけでございます。

○瀬崎委員 再処理工場の解体問題というのは、先ほどの牧村局長の答弁からいけば、少なくとも使用できる期間約二十年、そこから数年ないし十年、あるいはそれ以上冷却期間を置いて、それから初めて解体問題が起ってくる。だから、現在から見れば、これも三十数年から四十年以上先の話であるけれども、やはり危険度とか災害防止の観点から、現在技術的には未確立であつても一応法律に規定したのだ、こうおっしゃるわけではございませんか。それだったら私は言いたいのですよ。永久処分の問題だつて、現在の法律に網をかぶせていないなら、なぜ同時にここで出しておかないのか、こうなるでしょう。これは当然の疑問だと私は思う。

しかも、この間の答弁では、いずれ再処理工場においても三十年の期間のうちには永久処分の問題も起ってくる、慎重な検討を加える時間は十分にあるとおっしゃっています。確かに十分な時間はあるでしょう。あるけれども、一方解体の方については、もう四十年先のことまで今回法文に入れようというなら、一時貯蔵、こういう境界で区分して、永久処分は国が管理するのだ、そういうことくらいは——つまり解体の規定といつたつて、結局これは再処理業者が行うということに法律上うたつただけのことなんです。それなら永久処分は国が管理する、こういうことはうたえるはずだと思つておるのですが、なぜそれを行わなかつたのですか。

○牧村政府委員 現在の法律並びに府令等、規制の規定によりますと、気体状のものは低レベルのものにつきましてはもちろん排出が可能でございますが、排出基準に従いますと高レベルのものは

できないことになっております。固体状のものは現在保管廃棄が長官の承認を得た場合にのみ海洋投棄が可能になっております。

これはひっくり返して申しますと、高レベルの海洋投棄は、長官が承認を与えた場合には可能でございますけれども、先般の基本法の改正に伴います規制法の改正によりまして、いま府令を改正手続中でございます。固体状のものは、保管廃棄か低レベルのもののみ海洋投棄できることにいたしました。海洋投棄につきましてはきわめて厳しい基準をもって、特別の許可を与えた上で投棄させるということ、高レベルの投棄は不可能な形にいたしたいと考えておるわけでございます。したがって、そのような考えから申しますと、規制法におきます処理、処分のうち、長期の廃棄処分につきましては、当分施設内におきまして保管廃棄させることを考えておるわけでございます。

先生御指摘はでございますけれども、地層等に永久処分する方法につきましては、なおいろいろな研究開発の問題がございまして、きわめて時間がかかる問題でございます。しかも、この廃棄物は非常に長期にわたる半減期を持った廃棄物でございますので、これを国がいかに管理して安全に処分させるかという方策につきましても、なお自信を持って申し上げる段階にはございません。したがって、先ほどの解体の条項が非常に長期であるという御指摘はでございますけれども、この高レベルの固体廃棄物の処分は、さらに非常に先の話でございます。それと、この廃棄物の地層処分につきましては工学的、化学的な見解も、予想される技術につきましてなお不明な点が多いわけでございます。したがって、私どももいたしましては、高レベルの永久処分につきましては法的に禁止していただき、研究開発の段階を過ぎまして規制を行ひ得る、あるいは国の管理をどう行ふかという方策が決まりました段階で明確にしていきたいと考えてまして、先生御指摘の点につきましては改正をしていないという

ことでございます。

○瀬崎委員 結局、私の疑問には答えていないと思うのです。原子が施設の方の解体問題だつて、要するに技術未確立のまま、しかも数十年先にしか起こらないことを危険防止のためまゝからちやんと法律上入れたらというのでしよう。そういう点で言うならば、同様に危険度の非常に高い高レベル廃液の永久処分について、技術的なことをどうするかたわらないかは別問題にして、現在の法律には規定がない、全然網をかぶっていない、そこは抜けているということだけははっきり答弁されたのですから、その部分については管理者が民間に移るときに、民間ではなくて国である、このくらのことをどうするのが当然だ。野放しにほうっておくのは完全に片手落ちで、われわれとしてはそういう法案を認めたい、私はこういうことを強く言っておきたいと思うのです。

時間が来ておりますから最後に、これは山野原子力局長に尋ねたいのです。山野氏は山野氏で、いわゆる永久処分の問題について、法律に規定されていない理由をどう答へられておるのです。「このような新しい技術につきましては、その技術開発のテンポに應じてある程度そういう関連する法案につきましては提出の時間的な差があるというものもまたやむを得ない」なるほどこの解体の方の技術的な見通しはついていないからこれは法律に載せたが、永久処分の方は全く技術的めどが立たないからこれは法律に載せないと言うなら、私はこの前の答弁は納得できる。だがいまの牧村局長の答弁のように、発電炉の方がよく手がつきかけておる、この再処理工場の方は使っていないところは閉鎖してある程度程度の問題で、技術的な解体廃棄の方法はまだ全然手がついていない、そういう点では全く同じなんです。解体の方だつて技術的なめどはついていないのだから、これだつて法文化をおくらせればいいのに、こっちはだけ載ってきた。これではこの間の山野局長の答弁とは合わないと思うのです。こういう点についてひとつわれわれの納得いくような説明を求めたいのです。

○牧村政府委員 私から若干補足させていただきます。現在の規制法におきまして「保安のために講ずべき措置」というのが規定されておまして、放射性廃棄物の廃棄につきましては、高レベルの廃棄物の処理、処分を含めて規制が及んでおるわけでございます。及んでおるわけではございませんが、いまの政策的な判断として、永久処分については、政府は研究開発あるいは国の安全に関する管理等の施策ができるまで捨てさせないという形の規制を行うという考え方のもとに事を進めておるといふことを補足させていただきますと思ひます。

○山野政府委員 放射性廃棄物の処理、処分につきまして法的にどうなっておるかというの、たゞいま安全局長が答弁したとおり、法的に規制の空白部分があるということではないというの、はそのとおりでございます。前回私の答弁で、民間が行う再処理の範囲に高レベル廃棄物の最終的な処分は含まれないという趣旨の御答弁を申し上げましたのは、原子力委員会が五十一年の十月に高レベル廃棄物の処理、処分の方針を決定しておられるわけでありまして、その中で高レベル廃棄物の固化処理と一時貯蔵というものは再処理事業者が行うけれども、永久的処分については国が責任を負うという方針を決めておられるわけでございます。私どもはその方針に従って今後の事業の指導といたしまして、そういう政策的な配慮から今後民間再処理事業者には廃棄物の永久処分をやらせないという趣旨の答弁を申し上げたわけでございます。そういう法律論と実態論と若干混同した部分がございます。明確を欠いたと思ひますが、そういう趣旨で申し上げたわけでございます。今後この原子力委員会の決めた政策というものをいざ法定化するかどうかということとは、廃棄物についての今後の研究開発の進展に応じて慎重に検討していくという運びにならうかと思ひます。

○瀬崎委員 もう時間が来ているので終わりたいのですが、私が聞いておるのは、この前の山野局長の答弁中に、法律化することが必要であったとしても、技術を伴うような条項についてはその提案時期にずれが起こることはやむを得ない、こういうことをおっしゃっているわけですか。だから、そういう点で言えば解体というものを今度の改正の中に入れてきたんですが、しかしこれも先ほどの牧村局長の答弁のように、全然まだめどが立っていない技術なんです。だから、山野局長の答弁から言えば、こういう技術的なめどのないものは本来改正案に出ないはずなのに、こっちは出てきた。ところが、同じように技術的な開発の進んでいない高レベル廃液の処理、処分の方は、技術的な開発がおくれているということも理由に今回法案化が見送られている。どちらも技術開発はないんですよ。にもかかわらず、片や改正案に載っている、片や改正案に出てこない、これではこの前の、研究開発のテンポによって法案の出し方は時期がずれることがあるという山野局長の答弁と矛盾が起こるではないか。技術開発の各段階に法律提出の時期が異なるというなら、これは両方とも今回まだ間に合わない条項であるはずなのに、解体の方は出てきた、高レベル廃液の処分は出てこない、こういうことになったのは、いかにもあなたの答弁から言えば矛盾ではないですか。こう聞いているわけですか。

○山野政府委員 高レベル廃棄物の処分につきまして、これは法的に空白部分があるということであれば、まさに先生の御指摘のとおりだと考えるわけでございますが、少なくとも体系的には法的的に空白部分はないわけでございます。法的に手当てがされていないということではないと思ひます。そこで、現在の法的な手当てというものをさらに原子力委員会の政策を織り込んだものに変えていくかどうかということについては、今後の研究開発の成果を見て決めてまいりたい、こう申し上げておるわけでございます。

私どもは矛盾はないと考えております。

○岡本委員長 この際、御報告申し上げます。今国会、本委員会に参考送付されております陳情書は、お手元に配付してありますとおり、原子力発電所周辺地域における安全対策に関する陳情書一件でございます。

○岡本委員長 閉会中審査申し出に関する件についてお諮りいたします。

科学技術振興対策に関する件について、議長に對し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡本委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

引き続きお諮りいたします。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、議長に對し、閉会中審査の申し出をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡本委員長 起立多数。よって、本案は、議長に對し、閉会中審査の申し出することに決しました。

次に、閉会中審査のため、参考人から意見を聴取する必要があります。人選その他所要の手續等につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡本委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、閉会中審査のため、委員派遣の必要が生じた場合、派遣委員、派遣地及び期間並びに議長に對する承認申請の手續等につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡本委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。本日は、これにて散会いたします。午後四時四十七分散会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

(事業の指定等)

第四十四条 動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所(日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。)以外の者で再処理の事業を行うおとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力

四 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法

五 再処理施設の工事計画

六 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法

3 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、再処理の事業を行うおとするときは、政令で定めるところにより、その再処理施設の設置について内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、前項の承認を受けようとするときは、第二項第二号から第六号までに掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第四十四条の次に次の三條を加える。

(指定の基準等)

第四十四条の二 内閣総理大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一 再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その指定をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

三 その事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること。

四 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

2 内閣総理大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同条第三項の承認をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。

(指定の欠格条項)

第四十四条の三 次の各号の一に該当する者は、第四十四条第一項の指定を与えない。

一 第四十六条の七第二項の規定により第四十四条第一項の指定を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号の一に該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出等)

第四十四条の四 第四十四条第一項の指定を受けた者(以下「再処理事業者」という。)は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 再処理事業者は、第四十六条の六第一項に規定する場合を除き、第四十四条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

4 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

い。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも同様とする。

5 第四十四条の二の規定は、第一項の許可又は第三項の承認に準用する。

第四十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「又は前条ただし書の場合における日本原子力研究所をいう」を「及び日本原子力研究所を含む。第四十六条の三、第四十六条の五から第四十六条の七まで、第六十五条及び第六十六条を除き、」に、「再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。）」を「再処理施設」に改める。

第四十六条の見出しを「(使用前検査)」に改め、同条第一項中「工事」の下に「及び性能」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の検査においては、再処理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従って行われていること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第四十六条の次に次の六条を加える。

(定期検査)

第四十六条の二 再処理事業者は、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その再処理施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(事業開始等の届出)

第四十六条の三 再処理事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(使用計画)

第四十六条の四 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、内閣総理大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(合併)

第四十六条の五 再処理事業者である法人の合併の場合(再処理事業者である法人と再処理事業者でない法人が合併する場合において、再処理事業者である法人が存続するときを除く。)において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 第四十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第三項並びに第四十四条の三の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第四十六条の六 再処理事業者について相続があったときは、相続人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により再処理事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第四十六条の七 内閣総理大臣は、再処理事業者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、再処理事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十四条の三第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第四十九条の規定による命令に違反したとき。

四 第五十条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第五十一条第二項において準用する第二十条の五の規定による命令に違反したとき。

六 第五十八条の二の規定に違反したとき。

七 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

第四十九条中「再処理施設の保全若しくは再処理設備の操作又は」を「再処理施設の性能が第四十六条の二第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は再処理施設の保全、再処理設備の操作若しくは」に改める。

第五十条の次に次の一条を加える。

(再処理施設の解体)

第五十条の二 再処理事業者第六十六条第一項に規定する者のうち再処理事業者に係る者を含む。次項において同じ。は、再処理施設を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の解体の方法、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第六十二条第二項中「第三項第一項の下に」若しくは第四十四条第一項を加え、「附する」を「する」に改める。

第六十五条第一項中「若しくは加工事業者」を「加工事業者若しくは再処理事業者」に改め、「

加工事業者」の下に、「再処理事業者」を加え、同条第二項中「第三項第一項の下に」若しくは第四十四条第一項を加え、同条第三項中「又は原子炉設置者」を「原子炉設置者」に、「承継がなかつたときは」を「承継がなかつたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときは」に改める。

第六十六条第一項中「第十條」の下に「若しくは第四十六条の七を、」製錬事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、同条第三項中「若しくは加工」を「加工若しくは再処理」に改め、「原子炉設置者」の下に、「再処理事業者」を加える。

第六十七条の二第二項中「第四十六条の下に」第六十九条第一項中「第三十三條」の下に、「第四十六条の七」を加える。

第七十一条第五項中「若しくは第二十条」を、「第二十条、第四十四条第一項、第四十四条の四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の七」に改め、「第十三条第一項の許可」の下に「若しくは第四十四条第一項の指定」を加え、同条第六項中「申請者を含む。」の下に「又は当該再処理事業者(第四十四条第一項の指定の申請者を含む。）」を加え、同条第七項中「若しくは第二十条の五」を、「第二十条の五(第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条、第五十条第一項若しくは第三項若しくは第五十条の二第二項」に改め、「加工事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、「若しくは第二十条の二第二項」を、「第二十条の二第二項(第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十四条の四第二項、第四十六条の三、第四十六条の四、第四十六条の六第二項若しくは第五十条の二第二項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所が行う再処理の事業に係る処分、命令、届出又は報告については、この限りでない。



第七十一条第九項中「又は加工事業者」を、加工事業者又は再処理事業者」に改め、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」の下に「再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所に対するものにあつては、内閣総理大臣」を加え、「再処理事業者」を削る。

第七十二条中「第三条第一項」の下に「若しくは第四十四条第一項」を、「第三十九条第一項若しくは第二項」の下に、「第四十四条の四第一項」を、「第十條」の下に「若しくは第四十六條の七」を加える。

第七十四条の二第一項第一号中「第三条第一項」の下に「及び第四十四条第一項」を加え、同項第二号中「及び第三十九条第一項」を、「第三十九条第一項及び第四十四条の四第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第四十四条第三項及び第四十四条の四第三項の規定による承認

第七十四条の二第一項第三号中「及び第三十一条第一項」を、「第三十一条第一項及び第四十六條の五第一項」に改め、同項第四号中「第十條第一項」の下に「及び第四十六條の七第一項」を加え、「及び同條第二項」を「並びに第十條第二項及び第四十六條の七第二項」に改める。

第七十五条第一号中「第三条第一項」の下に「又は第四十四条第一項」を加え、同條第二号中「第三十九條第一項若しくは第二項」の下に「第四十四條の四第一項」を加え、同條第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十四条第三項又は第四十四条の四第三項の承認を受けようとする者  
第七十七條第二号中「又は第二十条第二項を「、第二十條第二項又は第四十六條の七第二項」に改め、同條第七号を次のように改める。

七 第四十四條第一項の指定を受けずに再処理の事業を行つた者  
第七十七條第七号の次に次の一号を加える。  
七の二 第四十四條第三項の承認を受けずに

再処理の事業を行つた者  
第七十八條第五号の次に次の一号を加える。  
五の二 第四十四條の四第一項又は第三項の規定により許可又は承認を受けなければならぬ事項について、これらの規定による許可又は承認を受けずに第四十四條第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者

第七十九條第四号の次に次の一号を加える。  
四の二 第五十條の二第一項の規定による届出をしないで再処理施設を解体し、又は同條第二項の規定による命令に違反した者  
第八十二條第一号中「若しくは第十七條」を、「第十七條若しくは第四十六條の三」に改め、同條第二号中「第三十條」の下に「若しくは第四十六條の四」を加える。

第八十三條中「第三十二條第二項」の下に、「第四十四條の四第二項若しくは第四項、第四十六條の六第二項」を加える。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)  
第一条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料開発事業団が設置し、又は設置に着手している再処理施設については、次項の規定により動力炉・核燃料開発事業団が提出する書類に記載されたところにより、この法律の施行の日にこの法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下この条において「新法」という。)第四十四條第三項の承認があつたものとみなして、新法の規定を適用する。

2 動力炉・核燃料開発事業団は、前項の規定の適用を受ける再処理施設について、新法第四十四條第三項の承認を申請する場合に必要とされる事項を記載した書類を、この法律の施行の日

から六十日以内に、内閣総理大臣に提出しななければならない。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十六條第一項の規定による検査についてされている申請は、新法第四十六條第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)  
第三条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。  
第二条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 規制法第四十四條第一項の指定を受けた者

理由  
原子力の平和利用及び安全の確保を図りつつ核燃料物質の再処理を計画的に進めるため、核燃料物質の再処理の事業について、指定制度を設けることによりその再処理の事業を行うことができる者の範囲を拡大するとともにその規制の充実強化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

科学技術振興対策特別委員會議録第一号中正誤

段行 誤  
一 二 三 提出したいし  
正 提出したいし

昭和五十三年十月二十七日印刷

昭和五十三年十月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局